

平成28年度第2回市川市男女共同参画推進審議会

次第

日 時：平成28年10月19日（水）

13時30分～15時30分

場 所：男女共同参画センター

5階 研修室AB

1. 開 会

2. 議 題

(1) 諒問「市川市男女共同参画基本計画第6次実施計画」の策定

について

(2) 諒問「市川市男女共同参画基本計画第3次DV防止実施計画」

の策定について

(3) その他

3. 閉 会

資料 1

市川市男女共同参画基本計画 第6次実施計画 (案)

(平成 29 年度～平成 31 年度)

平成 29 年 3 月
市 川 市

目 次

第1章 第6次実施計画の策定にあたって	1
1 実施計画策定の趣旨	
2 実施計画の位置づけ	
3 実施計画の期間	
4 基本計画と実施計画事業の体系図	
第2章 男女共同参画社会について（国・県の取組みについて）	6
第3章 第5次実施計画の成果と課題	7
1 主要課題ごとの達成状況	
2 成果指標（e-モニターアンケート）からの課題	
第4章 第6次実施計画の考え方	14
1 事業選定の考え方	
2 重点事業選定の考え方	
3 進行管理事業とその目標設定について	
4 関連事業について	
5 事業の標記について	
6 進行管理事業の評価方法について	
7 事業一覧	
主要課題1 あらゆる分野への男女共同参画の促進	17
個別課題1 政策・方針決定過程への女性の参画	
個別課題2 市民活動における男女共同参画に向けた支援	
主要課題2 男女共同参画の意識づくりと教育の推進	23
個別課題3 男女共同参画社会の形成の視点からの社会制度・慣行への配慮	
個別課題4 就学前教育における男女平等教育の推進	
個別課題5 学校教育における男女平等教育の推進	
個別課題6 家庭における男女平等教育の推進	
個別課題7 地域での男女共同参画を進める生涯学習の推進	
主要課題3 ワーク・ライフ・バランスの推進による職場における男女共同参画の実現	33
個別課題8 就業機会の男女平等に向けた支援	
個別課題9 男女共同参画に向けた雇用環境の整備促進	
個別課題10 男女が共に働き続けるための社会環境の整備	

主要課題4 男女が協力し、支え合う家庭の確立と福祉の充実	40
個別課題 11 生活の場での自立の推進	
個別課題 12 男女で担う子育ての環境づくり	
個別課題 13 障害者家庭とひとり親家庭等の自立支援	
個別課題 14 高齢者への福祉の充実・自立支援	
個別課題 15 自立を支援する総合相談事業の推進	
主要課題5 生涯を通じた健康支援	51
個別課題 16 生涯を通じた健康の管理・保持増進	
個別課題 17 生涯を通じた心身の健康づくり支援	
個別課題 18 心身の健康づくり体制の充実	
主要課題6 人権を侵害する暴力の根絶	56
個別課題 19 暴力を許さない社会の基盤づくり	
個別課題 20 被害者への相談・支援および加害者への教育・研修、更生支援	
主要課題7 男女共同参画社会の形成を目指す国際的協調の推進	61
個別課題 21 国際的な協調と相互協力の推進	
個別課題 22 在住外国人と共に目指す男女共同参画社会	
主要課題8 男女共同参画を推進する体制の整備	65
個別課題 23 推進体制の充実	
個別課題 24 計画の進行管理の充実	

参考資料

- 男女共同参画社会基本法
- 市川市男女共同参画社会基本条例
- 女性の職業生活における活躍を推進する法律
- 男女共同参画に関する世界・国・千葉県の取組み（平成18年～現在）



第1章 第6次実施計画の策定にあたって

1 実施計画策定の趣旨

市川市では、「市川市男女共同参画社会基本条例」（以下「基本条例」という）に基づく基本計画として、平成20年8月に「市川市男女共同参画基本計画」（以下「基本計画」という）を策定し、基本条例に明記されている基本理念と基本計画の主要課題を明らかにしました。

第6次実施計画（以下「実施計画」という）は、第5次実施計画に続き、基本計画の実現に向けた施策を、計画的に実施するために策定するものです。

2 実施計画の位置づけ

本実施計画は、基本計画に基づく具体的な事業計画として位置づけます。

また、本実施計画の一部を、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年9月4日法律第64号 以下「女性活躍推進法」という）の推進計画（以下「女性活躍推進計画」という）として位置づけます。

3 実施計画の期間

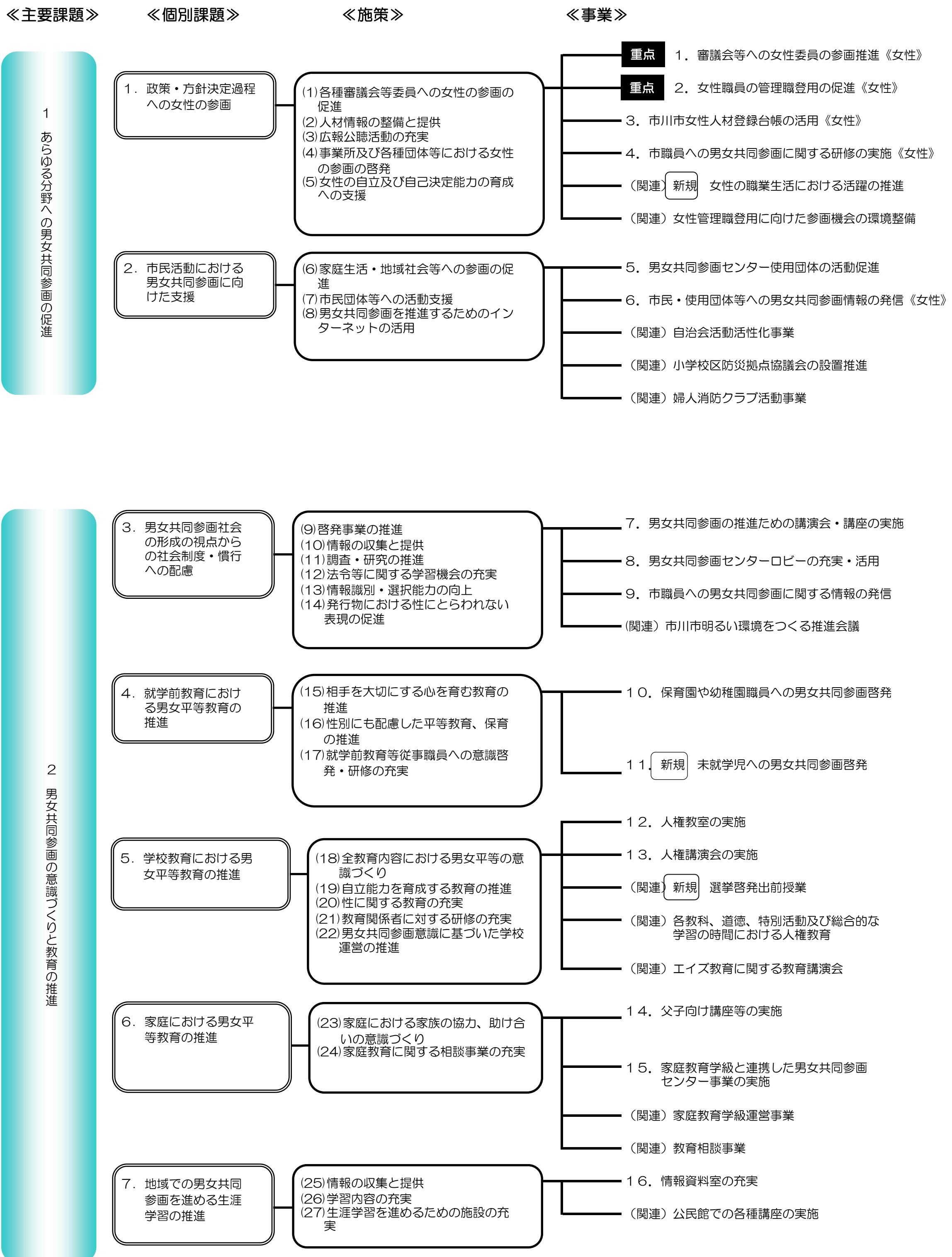
本実施計画の期間は、平成29（2017）年度から平成31（2019）年度までの、3年間とします。

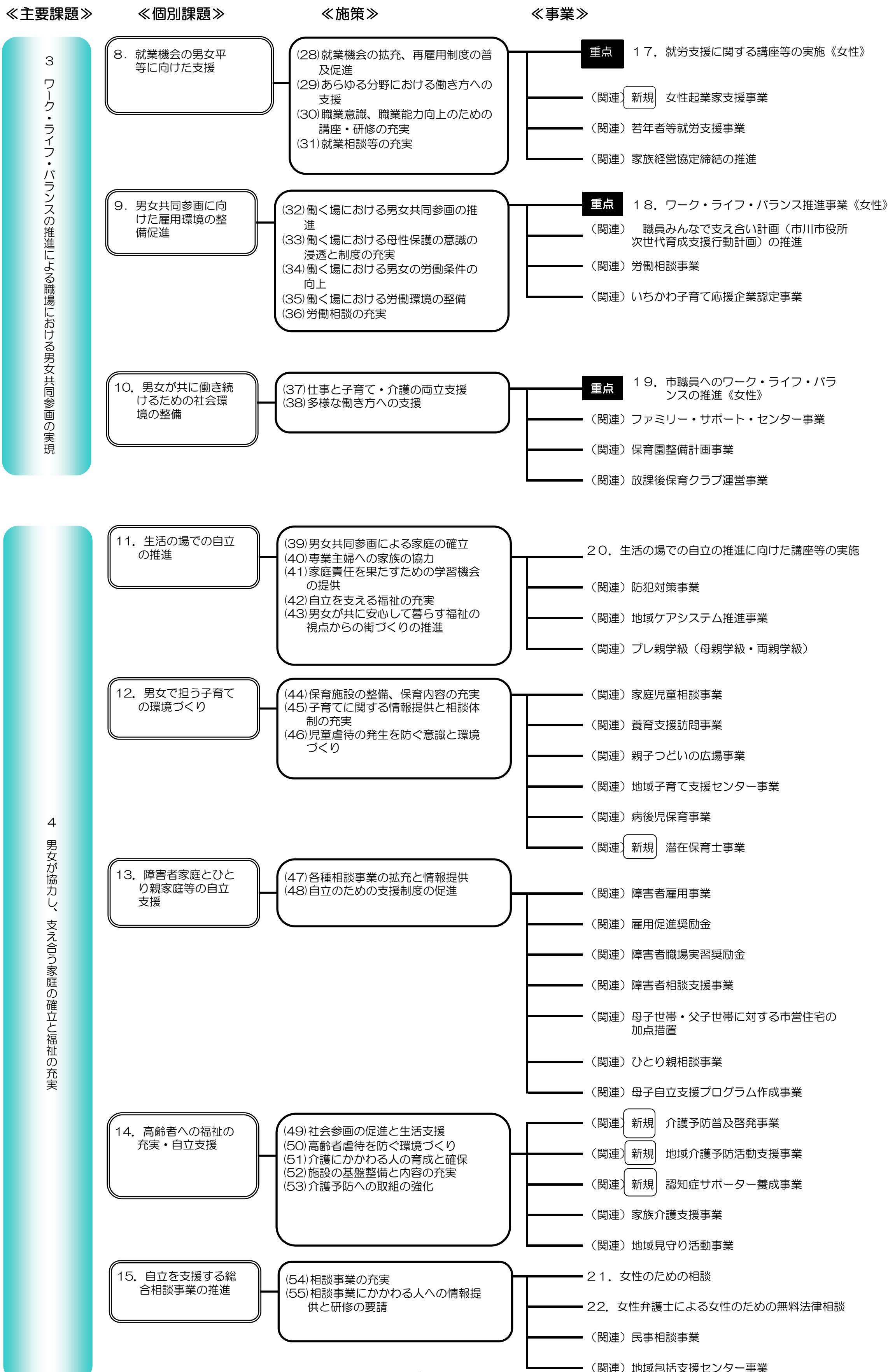
「女性活躍推進計画」の期間についても同様とします。

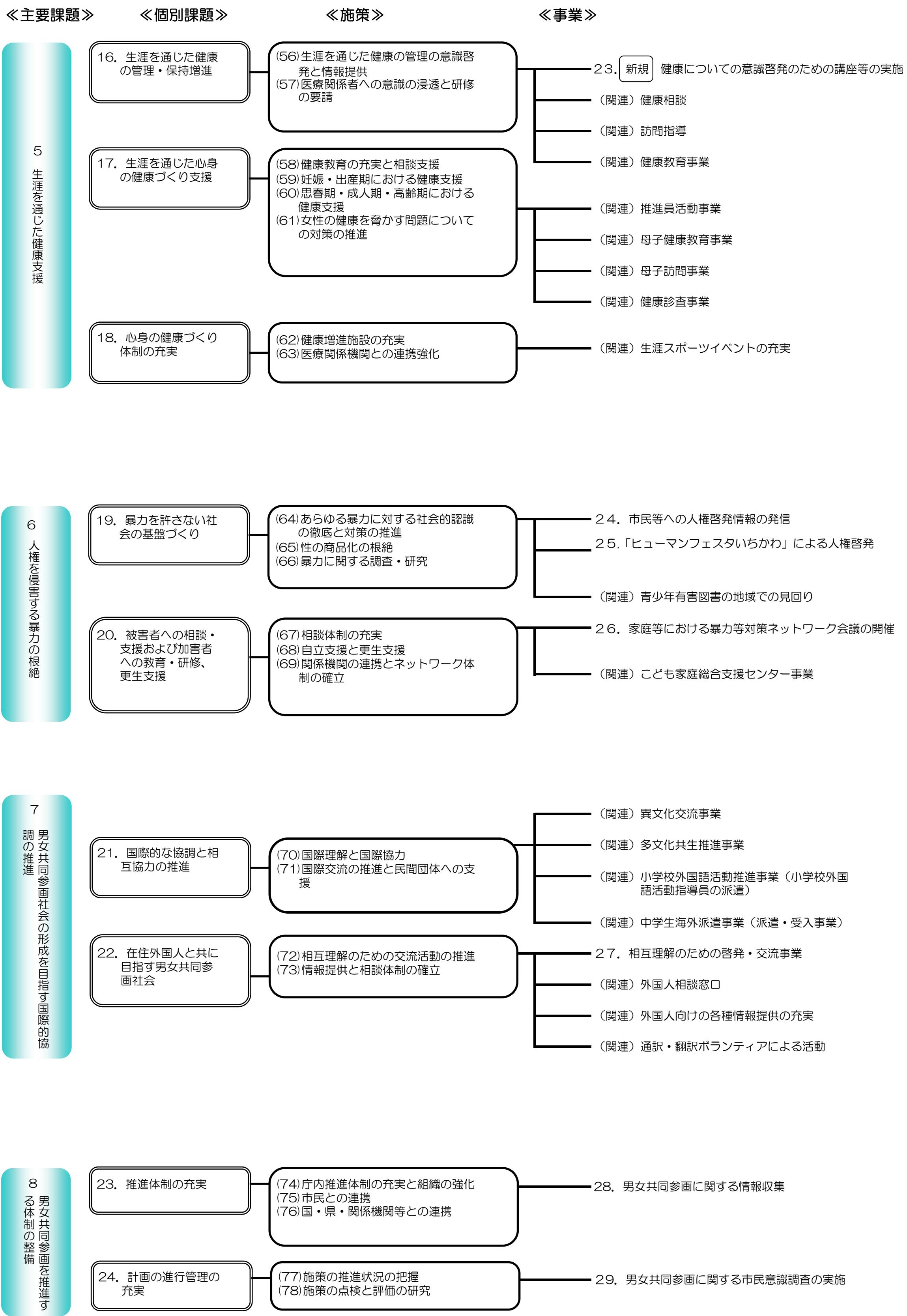


4 基本計画と実施計画事業の体系図

基本計画は、8の主要課題、24の個別課題、78の施策に体系化されています。施策にそって各事業を行っていきますが、そのうち29事業を、本実施計画における進行管理事業としています。







第2章 男女共同参画社会について（国・県の取組みについて）

1 国・県の取組みについて

現在、我が国は、世界に類を見ない速さで少子高齢化が進展し、人口減少社会に突入しています。そのような社会情勢のなか、社会の多様性と活力を高め、我が国の経済が発展していくうえで、女性も男性も全ての個人が、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、社会全体で取り組むべき最重要課題であります。

国は、第4次男女共同参画基本計画を策定するにあたり、長時間勤務や、転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行等を変革すること、女性活躍推進法の着実な施行等により女性の採用、登用推進のための取組や、将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取組を進めること、地域における推進体制を強化することなどを強調しています。

そして、地方公共団体に対しては、地域の実情に応じ、主体的に数値目標を設定し、具体的な取組を積極的に進めるよう通知しています。

千葉県では、第4次千葉県男女共同参画計画（平成28年度～平成37年度）を策定するにあたり、事業計画（平成28年度～平成32年度）における重点的取組として、下記の事項をあげています。

「子育て・介護への支援」

「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及促進」

「地域活動における男女共同参画の促進」

「政策・方針決定過程への男女共同参画の促進」

「DV・児童虐待等あらゆる暴力の根絶と被害者への支援」

「あらゆる人々にとっての男女共同参画の推進」

第3章 第5次実施計画の成果と課題

1 主要課題ごとの達成状況

平成26年度～平成28年度を計画期間とした「第5次実施計画」について、設定された成果指標により、評価・検証等が終了している平成26年度・平成27年度の2年間についての主要課題ごとの進捗状況は以下のとおりです。

主要課題とその達成度

主要課題	事業数 (関連事業+ 進行管理事業)	進行管理事業		
		事業数 (再掲)	26年度達成度	27年度達成度
1	11	6	6	5
2	16	11	10	10
3	12	3	3	3
4	23	3	3	3
5	8	0	0	0
6	4	2	2	2
7	7	1	1	1
8	3	3	3	3
合計	84	29	28	27

主要課題1 あらゆる分野への男女共同参画の推進

成果

平成25年度から、市女性職員研修を実施。市の女性管理職割合は増加傾向である。

課題

市川市では、管理職昇任試験を受験する女性職員数が伸び悩んでいる。また、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画が策定されたため、本実施計画ではこの計画と整合性を図り計画の実施にあたることが必要である。

主要課題2 男女共同参画の意識づくりと教育の推進

成果	人権擁護委員との連携による小中学校・幼稚園・保育園への啓発活動は、定着の方向へ向かっている。
課題	男女共同参画社会推進の拠点である男女共同参画センターを知ってもらう必要がある。また、市公共施設の在り方の見直しが進められており、センターを有効に利用するため、男女共同参画センター使用団体等と協働し事業を行う必要がある。 また、これからの中間層を担う世代への啓発活動を、教育関係部署など各機関とより一層の連携を図りしていく必要がある。

主要課題3 ワーク・ライフ・バランスの推進による職場における男女共同参画の実現

成果	ワーク・ライフ・バランスの推進による職場における男女共同参画の実現の取組みとして、市民・学生・事業所などあらゆる方を対象とし、ワーク・ライフ・バランスセミナーを開催した。 また、平成27年度e-モニターアンケートでは、市川市の男女共同参画推進の施策の中で、最も取り組んで欲しいと思う課題であるとの回答が一番多く、市民の関心の高さを確認できた。
課題	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の周知度がまだ低いことから、セミナーも含め、周知・啓発活動をより広く行う必要がある。

主要課題4 男女が協力し、支え合う家庭の確立と福祉の充実

成果	子育て・障害者・高齢者分野において、地域包括支援センター事業等、市の施策として充実した取り組みがされた。 進行管理事業は、男性の料理教室等、参加希望が多い講座を実施できた。
課題	今後も、市民のニーズをとらえ、実践的な講座を実施していく必要がある。

主要課題5 生涯を通じた健康支援

成果	第2次市川市食育推進計画に基づいた事業が3事業あり、市民に密着した事業を展開している。健康について関心があるとのe-モニターアンケートでの回答率も、80%以上と安定している。
課題	健康に対する市民の関心は高い。平成32年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けスポーツを始める等、自身の健康についてさらに意識を持ってもらう必要がある。

主要課題6 人権を侵害する暴力の根絶

成果	この分野のほとんどの事業が「第2次DV防止実施計画」に移行し、より効果のある事業を展開している。
課題	「第3次DV防止実施計画」で進行管理をしていく。

主要課題7 男女共同参画社会の形成を目指す国際的協調の推進

成果	地域の在住外国人が参加できる講座、イベントを開催し、在住外国人との交流を図る場を提案した。
課題	より積極的な交流が行われるように、外国人を支援している団体と連携し、事業を進めていく必要がある。

主要課題8 男女共同参画を推進する体制の整備

成果	男女共同参画センター使用団体と協働した多くの事業を行うことができた。
課題	男女共同参画センター利用方法等の変更にともなう情報提供を、市民、利用者へ確実に行い、連携を強化し、効果的に男女共同参画を推進する必要がある。

2 成果指標（e-モニターアンケート）からの課題

（e-モニター制度については9ページ参照）

成果指標とその達成値

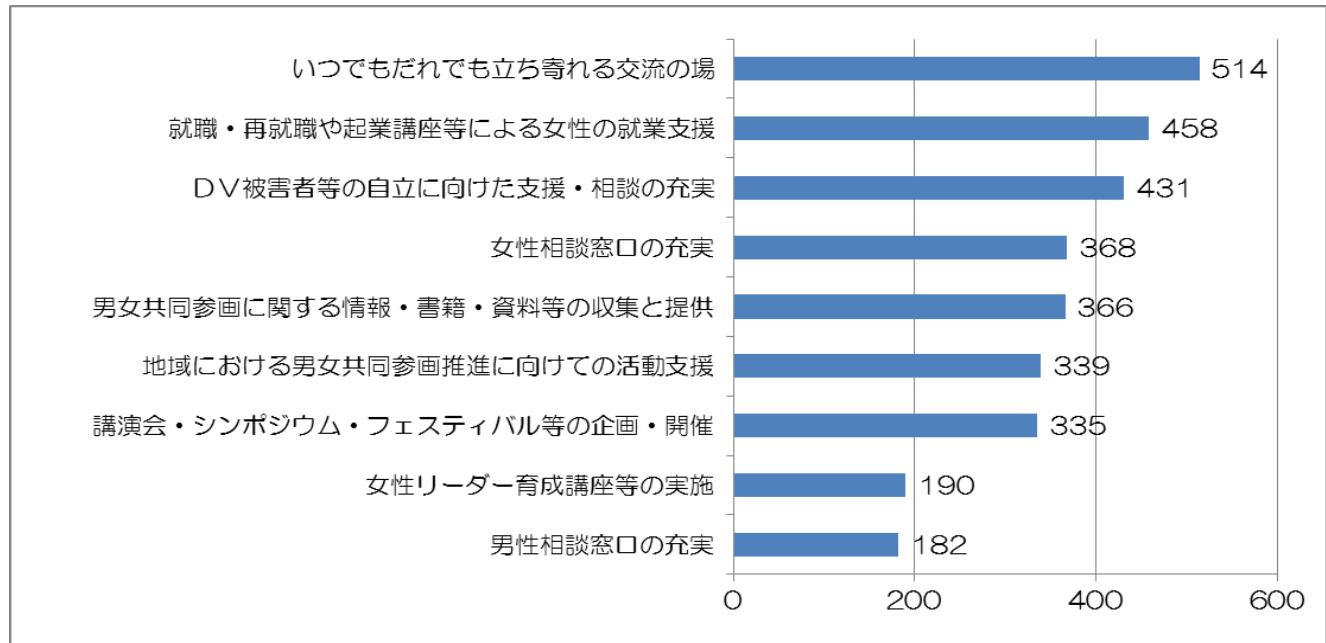
主要 課題	成果指標	26 年度 目標値	26年度 達成値	27 年度 目標値	27年度 達成値
1	各種審議会等の女性委員割合	32	31.3	34	31.3
	市職員の女性管理職割合	16	16.0	18	17.3
2	社会全体において、「男女の地位は平等である」と考える人の割合	14	11.9	20	10.5
3	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を知っている人の割合	60	54.2	70	58.9
4	「夫は外で働き、妻は家を守る方がよい」と考える人の割合	45	42.1	40	42.3
5	自分の健康に関心がある人の割合	86	84.7	88	82.4
6	DV を知っている人の割合	95	88.0	97	91.8
7	市川市は外国人が安心して暮らせるまちだと考える人の割合	80	65.9	90	60.7
8	「市川市男女共同参画基本計画」を知っている人の割合	38	38.0	44	38.7

平成27年度 e-モニターアンケートからは、下記の傾向が確認できました。

(1) 単純集計より

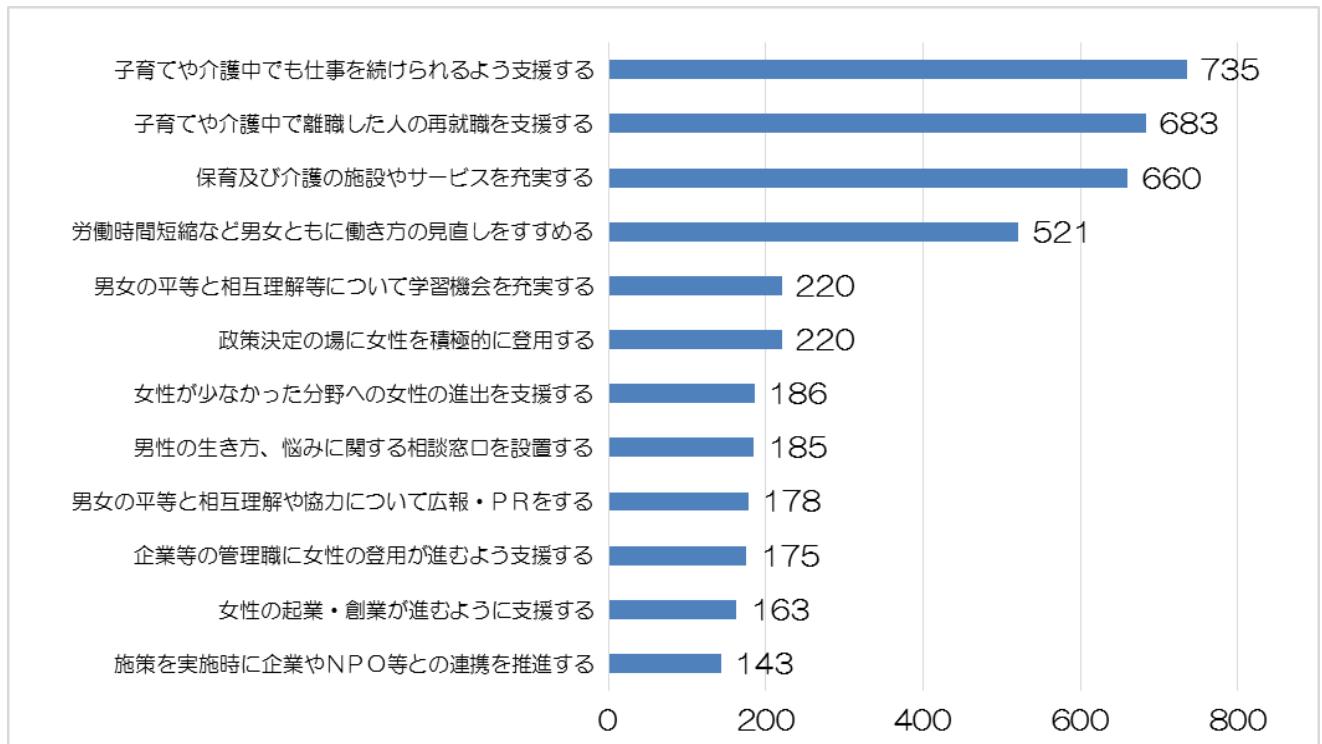
《1》市川市男女共同参画センターにどのような事業を充実させるべきか

(人数・複数回答)



《2》男女共同参画社会実現のために特に取り組んでもらいたい施策

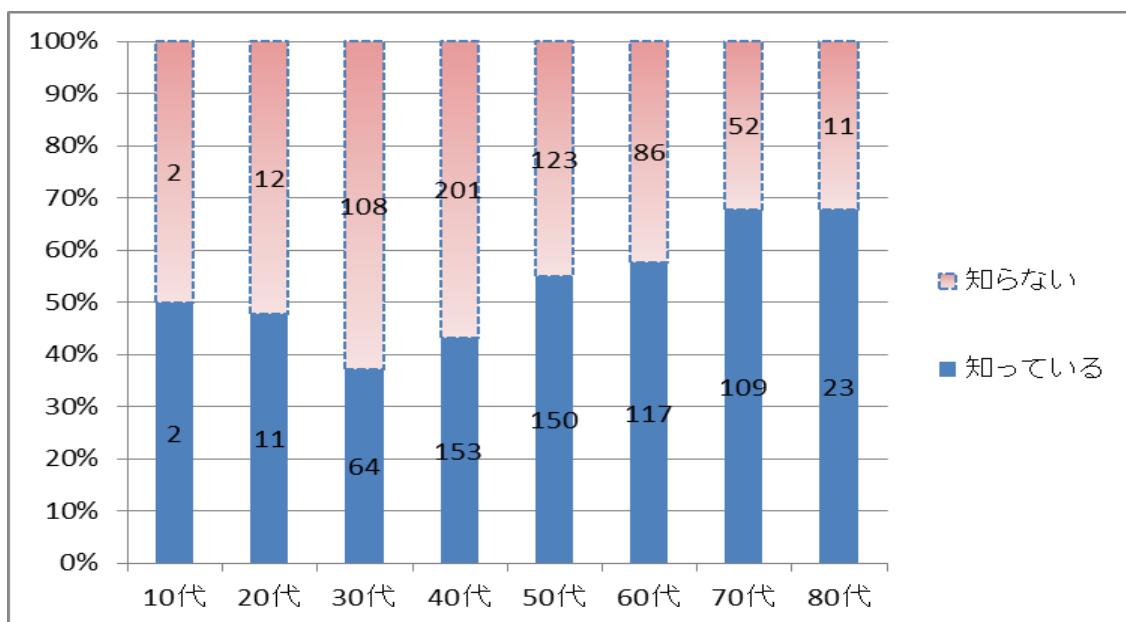
(人数・複数回答)



(2) クロス集計より

《3》男女共同参画センターを知っている人の割合

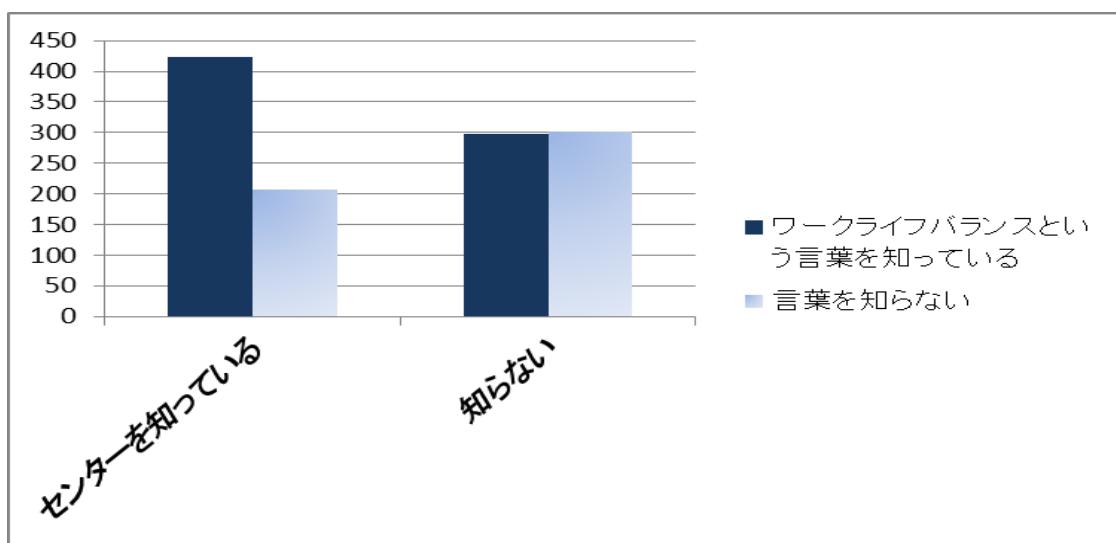
若い世代ほど男女共同参画センターを知らない傾向がある



《4》ワーク・ライフ・バランスという言葉を知っている人数

男女共同参画センターを知っている人の方が、「ワーク・ライフ・バランス」

という言葉を知っている割合が高い



成果指標の目標値、達成値より、目標値を達成できた課題がないことが確認できました。しかし、達成にむけての数値の推移はほとんどの課題でなされています。成果指標とその目標値の設定についての検討を行い、本実施計画の策定を行います。

また、課題⑦については、成果指標の達成値が低下しています。これは、市川市の外国人人口の増加のスピードに、さまざまな施策、社会の慣習を含め、市民の認識等が対応しきれていない状況が推察できます。在住外国人と、地域のつながりを強めるための事業を継続して実施していきます。

	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
市川市人口	470,285	474,340	478,542
うち外国人	11,650	12,377	13,419
外国人の占める割合	2.48%	2.61%	2.80%

e-モニターアンケートの集計結果から、男女共同参画社会の推進のために、より実効性の高い事業を選定し、実施していきます。

※1 e-モニター制度

市川市が運営する登録制のアンケート制度です。モニターとして登録している方に、パソコンや携帯電話への電子メールを利用し、アンケート調査などを行い、市政の参考とするものです。市民の声を集め、各実施機関の施策に反映及び企画向上に活用します。

<市川市 e-モニター制度による男女共同参画に関するアンケートの回答者属性>

●平成 26 年度

調査方法	インターネット及び電子メール
調査期間	平成 27 年 3 月 6 日～3 月 20 日
調査実施機関	男女共同参画課
有効回答数	1, 320人
回答者属性	男性 691人 女性629人 10代1人(0%) 20代18人(1%) 30代195人(15%) 40代391人(30%) 50代252人(19%) 60代231人(18%) 70代196人(15%) 80代～34人(3%) 不明2人(0%)

●平成 27 年度

調査方法	インターネット及び電子メール
調査期間	平成 28 年 1 月 29 日～2 月 11 日
調査実施機関	男女共同参画課
有効回答数	1, 233人
回答者属性	男性 649人 女性583人 不明1人 10代4人(0%) 20代23人(2%) 30代173人(14%) 40代355人(29%) 50代275人(22%) 60代202人(16%) 70代164人(13%) 80代～33人(3%) 不明4人(0%)

※調査の数値は、四捨五入の関係で、合計が100%にならないことがあります。

第4章 第6次実施計画の考え方

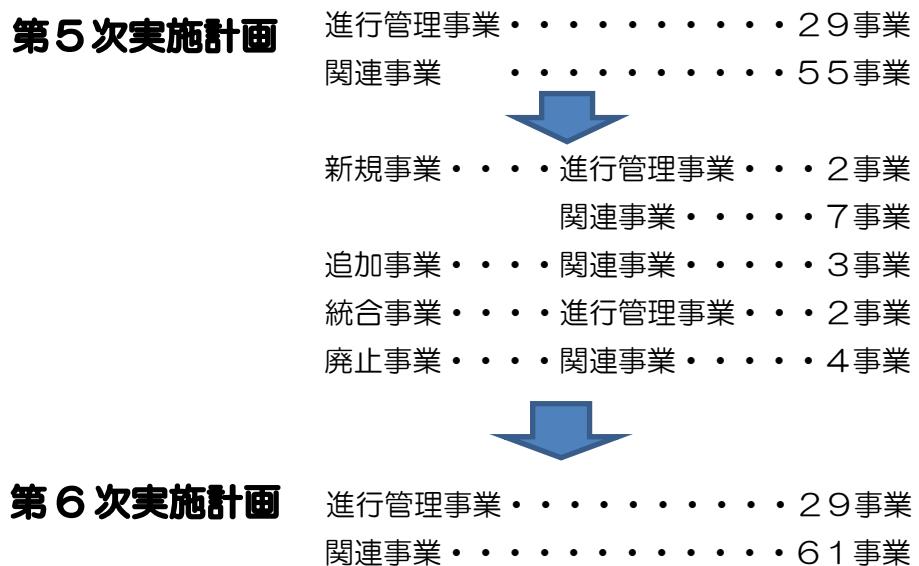
本実施計画は以下のような考え方方に立って策定しています。

- ① 実効性のある実施計画とするため、できる限り適切な目標数値や期間を明確に設定するとともに、その達成状況について進行管理を行います。
 - ② 本実施計画と関連する行政計画の施策と相互の連携を強めることにより、効果的に計画を推進していきます。
 - ③ 市民の視点での評価として、主要課題ごとに成果指標（アウトカム指標）を設定します。

1 事業選定の考え方について

本実施計画の事業の選定にあたっては、「第5次実施計画」の成果と課題を踏まえ、事業を整理するとともに、強化していくべき課題については対応する既存事業の内容の見直しを行い、また、新規事業を加え、計画事業に位置づけました。

また、計画の実効性を高めるため、本実施計画で進行管理していく事業と関連計画等に進行管理を委ねる事業に分けています。



2 重点事業選定の考え方

市民から見た男女共同参画に対する意識・ニーズの動向から、男女共同参画センターには地域に開かれた、誰でも利用できる交流の場としての役割が特に望まれていることが確認できました。その他に女性の就労支援、男女共同参画に関する情報の提供の場としての役割も期待されています。

国・千葉県の課題を踏まえ、最も市民に身近である行政主体として、市川市では、下記の事業を重点的に取り組み、市民への高品質なサービスの提供を目指します。

- ・政策・方針決定過程により多くの女性が参画できるように推進する事業
- ・ワーク・ライフ・バランスの推進を含め、女性を含めた多様な主体が、自分の意思で社会に参画できるように推進する事業。
- ・市川市男女共同参画センターの周知を行い、講演会・講座を実施し、市民が身近で利用しやすい施設となることにより、男女共同参画社会を推進する事業。

3 進行管理事業とその目標設定について

本実施計画に位置づけられている進行管理事業については、毎年度、評価、検証を行い、その結果を市川市男女共同参画推進審議会に報告するとともに、市民に公表します。また、必要に応じて、本実施計画のローリングを行います。

これらの事業は、原則として目標及び目標数値を設定して、実施状況を把握、管理し、その進捗を評価、検証します。一部、目標数値を設定することが事業の目的に適さない場合については、目標数値を設定していません。

4 関連事業について

本実施計画と関連する行政計画（関連計画）に位置づけられている事業のうち、本実施計画の主要課題、個別課題に合致する事業です。この事業のうち、進捗管理が可能なものは、関連計画において進捗管理していきます。

5. 事業の標記について

本実施計画の進行管理事業については、事業一覧において下記の標記を用いています。

《女性》 推進計画の実施事業として位置付けている事業です。

重点 本実施計画の重点事業です。

新規 本実施計画の新規事業です。

6 評価について

本実施計画の評価は目標数値と実績からの評価とし、事業報告書を作成します。事業報告書では、3年間の目標数値、実績、取組状況、今後の課題等を記載します。進行管理事業の評価については、4段階評価を行います。

十分達成できた 概ね達成できた やや不十分だった 不十分だった

7 事業一覧

主要課題
1

あらゆる分野への男女共同参画の促進

成果指標	平成28年度 現状値	目標値		
		平成29年度	平成30年度	平成31年度
各種審議会等の女性委員割合	31.3% (平成28年4月1日現在)	34%	36%	38%
市職員の女性管理職割合	16.9% (平成28年4月1日現在)	22%	24%	26%

※地方公共団体（市町村）の審議会等委員に占める女性の割合（平成27年） 25.6%

※市町村職員の本庁係長相当職に占める女性の割合（平成27年） 31.6%

【審議会等の女性委員割合】

市町村の審議会等委員女性割合について、国が設定している目標値は、平成32年において30%以上となっており、市川市ではすでにその目標値を達成しています。

本実施計画では、国が設定している審議会等に占める女性委員の割合の目標値（40%以上60%以下）及び「市川市審議会等委員への女性登用促進要綱」の目標値を参考に、平成31年度までの目標値を設定しました。

【市職員女性管理職割合】

市川市の女性管理職割合は、平成27年度に比べ、若干の低下がみられましたが、本実施計画では、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画と目標値をあわせ、市職員への啓発活動、研修などを行い、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を進めています。



個別課題

1

政策・方針決定過程への女性の参画

世界経済フォーラム(★)が公表している男女格差を示す指標のジェンダー・ギャップ指数(★)について、日本は平成27年には145か国中101位であり、依然低い状況のままであります。10年間で総合指数はわずかに上昇しているものの、各国に追い越され115か国中80位から、145か国中101位と順位を下げています。特に、政治や経済の分野において指導的地位にいる女性が少ないことが要因となっています。

本実施計画では、下記の各施策に基づき、進行管理事業の2事業を重点事業とし、事業を実施します。

■ 基本計画における施策

- (1) 各種審議会等委員への女性の参画の促進
- (2) 人材情報の整備と提供
- (3) 広報広聴活動の充実
- (4) 事業所及び各種団体等における女性の参画の啓発
- (5) 女性の自立及び自己決定能力の育成への支援

★世界経済フォーラム

世界の1200以上の企業や団体が加盟する非営利の公益財団。1971年創設。

毎年1月末に、各国の財界人、政府関係者、学者などを招待してスイスの観光地ダボスで開催するダボス会議や、競争力比較に関する年次レポートで知られる。本部はジュネーブ。

★ジェンダー・ギャップ指数

各国の社会進出における男女格差を示す指標。

経済活動や政治への参画度、教育水準、出生率や健康寿命などから算出される。日本は国会議員・官僚・企業管理職などで格差が大きく、順位は低い。

~~~~~進行管理事業~~~~~

事業名	1. 審議会等への女性委員の参画推進				《女性》	重点
事業概要	審議会等において男女がともに参画できるよう、「市川市審議会等委員への女性登用促進要綱（★）」に基づき、女性委員割合が少ない審議会等の担当部署に対し、「女性登用を促進するための改善計画書」の提出を求め、女性委員を積極的に登用するよう要請を行います。					
所管課	男女共同参画課					
目標	女性委員の積極的登用に関する担当部署への要請回数					
目標数値	現状（平成27年度）	平成29年度	平成30年度	平成31年度		
	1回	1回	1回	1回		

事業名	2. 女性職員の管理職登用の促進				《女性》	重点
事業概要	市女性職員の管理職が男性職員に比べ少ない現状を踏まえ、政策・方針決定過程に男女がともに参画することにより市役所内を活性化させ、多様な発想を取り入れバランスの取れた効果的で高品質な行政サービスを提供できるよう、市職員の研修を含めた啓発を行い、女性管理職登用を積極的に進めます。					
所管課	男女共同参画課・人材育成担当室（予定）					
目標	女性のキャリア支援等に関する研修の実施回数					
目標数値	現状（平成27年度）	平成29年度	平成30年度	平成31年度		
	2回	2回	2回	2回		

★ 市川市審議会等委員への女性登用促進要綱

各種審議会の女性委員割合を、市川市男女共同参画基本計画最終年（平成37年度）には男女ほぼ同数とするもの。

事業名	3. 市川市女性人材登録台帳の活用 《女性》			
事業概要	市役所内のあらゆる分野に男女双方の意見を反映させることを目的とし、市民等へ市川市女性人材登録台帳を周知し、意欲や知識、能力のある女性に市川市女性人材登録台帳への登録を呼びかけ、審議会等への女性登用促進のため、また、講座や講演会等の講師としての登用など活用を図ります。			
所管課	男女共同参画課			
目標	女性人材登録台帳のPR回数			
目標数値	現状(平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	一	1回	1回	1回

事業名	4. 市職員への男女共同参画に関する研修の実施 《女性》			
事業概要	市職員が男女共同参画の意識を持ち、個性と能力を活かして市役所内を活性化させることにより、質の高い行政サービスを提供できるよう、市職員を対象とした男女共同参画に関する研修を実施します。			
所管課	男女共同参画課			
目標	市職員への男女共同参画に関する研修の実施回数			
目標数値	現状(平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	1回	1回	1回	1回

~~~~~ 関連事業 ~~~~~

| 事業名<br>【所管課】                    | 事業概要                                                                      | 関連計画                           |
|---------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| 新規女性の職業生活における活躍の推進【人事課】         | 女性活躍推進法の成立を受け、女性の職業生活における活躍を推進するため、女性の登用を積極的に行い、仕事と家庭の両立支援や長時間勤務の削減に努めます。 | 市川市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画 |
| 女性管理職登用に向けた参画機会の環境整備<br>【義務教育課】 | 学校運営の各分野において、意欲と能力のある女性に機会を提供します。                                         |                                |

個別課題

2

## 市民活動における男女共同参画に向けた支援

男女の積極的な社会参画により、市民の多様な能力が発揮される地域社会をつくっていく必要があります。そのため、市民活動に男女共同参画の視点を取り入れ、誰もが出番と居場所のある地域活動が行えるよう、支援していきます。

### ■ 基本計画における施策

(6) 家庭生活・地域社会等への参画の促進

(7) 市民団体等への活動支援

(8) 男女共同参画を推進するためのインターネットの活用

~~~~~進行管理事業~~~~~

| | | | | |
|------|--|--------|--------|--------|
| 事業名 | 5. 男女共同参画センター使用団体の活動促進 | | | |
| 事業概要 | 男女共同参画センターは男女共同参画社会を推進するための拠点施設であることを使用団体及び市民へ周知し、継続して利用してもらうことにより、地域での男女共同参画を推進します。また、施設の有効活用のため新規使用団体の増加に向けた広報を行います。 | | | |
| 所管課 | 男女共同参画課 | | | |
| 目標 | パンフレット等配布箇所数 | | | |
| 目標数値 | 現状(平成27年度) | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
| | — | 50箇所 | 55箇所 | 60箇所 |

| | | | | |
|------|---|--------------|--------------|--------------|
| 事業名 | 6. 市民・使用団体等への男女共同参画情報の発信
《女性》 | | | |
| 事業概要 | 市民及び使用団体等が男女共同参画を理解し、地域で男女共同参画を推進できるよう、広報紙や市公式Webサイト等により男女共同参画に関する情報を提供します。 | | | |
| 所管課 | 男女共同参画課 | | | |
| 目標 | 市民・使用団体等への情報提供の回数 | | | |
| 目標数値 | 現状（平成27年度）
4回 | 平成29年度
4回 | 平成30年度
4回 | 平成31年度
4回 |

~~~~~ 関連事業 ~~~~~

| 事業名<br>【所管課】                | 事業概要                                                                                                                                                    | 関連計画 |
|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 自治会活動活性化事業<br>【地域振興課】       | 市川市自治会連合協議会において、女性役員の人材の活性化を図るため、役員と女性会長との意見交換会を開催します。                                                                                                  |      |
| 小学校区防災拠点協議会の設置推進<br>【地域防災課】 | 大地震発生時に、小学校区内の被害状況の把握や災害対策本部と連絡等様々な活動を担う市職員（防災拠点要員）への協力が得られるよう、防災拠点協議会の設置を推進しています。防災拠点協議会は女性も含めた地域の自治会・民生委員・PTA等で結成され、男女双方の意見を出し合いながら平時から減災に向けた活動を行います。 |      |
| 婦人消防クラブ活動事業<br>【警防課市民防災担当室】 | 一般家庭からの火災を防止すること、地域における女性防災リーダーの育成を図ることを目的に結成された婦人消防クラブに補助金を支出し、各種訓練や研修等を通じ、火災予防の知識や災害時の適正な対応及び応急救護方法を習得させ、地域の女性防災リーダーとして活躍できるよう支援します。                  |      |

## 男女共同参画の意識づくりと教育の推進

| 成果指標                             | 平成 27 年度<br>現状値        | 目標値      |          |          |
|----------------------------------|------------------------|----------|----------|----------|
|                                  |                        | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
| 社会全体において、「男女の地位は平等になっている」と思う人の割合 | 10.5%<br>(e-モニターアンケート) | 14%      | 17%      | 20%      |

※千葉県男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査

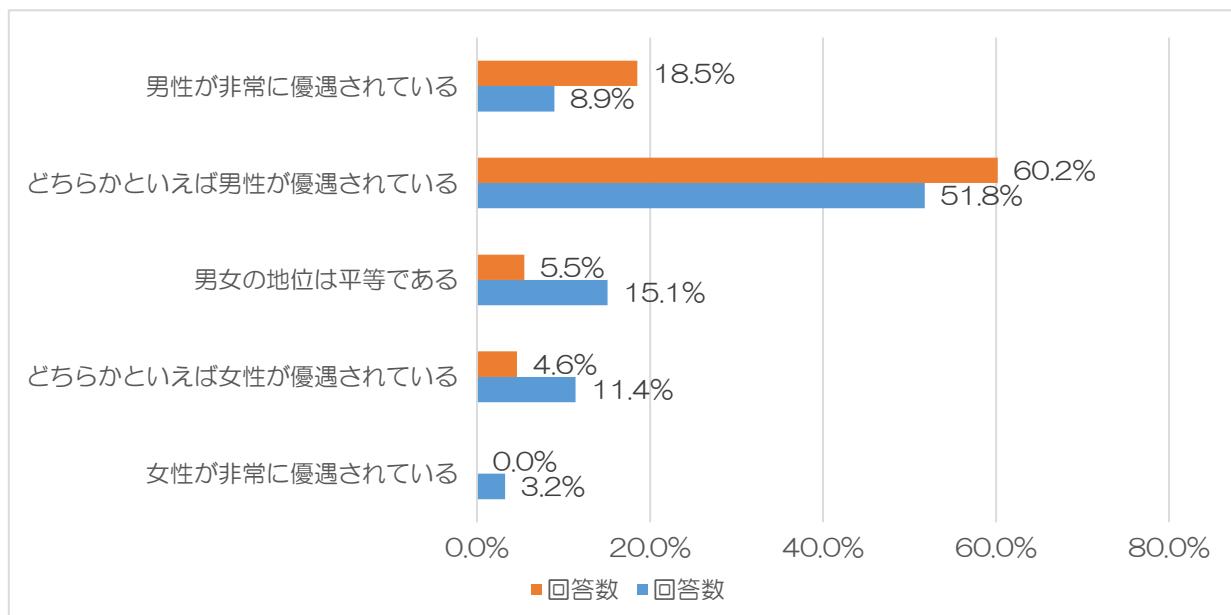
社会全体において、「男女の地位は平等になっている」と思う人の割合（平成 26 年）

|    |       |
|----|-------|
| 女性 | 9.0%  |
| 男性 | 18.1% |

### 【男女の平等意識】

e-モニターアンケートによると、性別により、回答の傾向が異なっていますが、男女とも、男性が優遇されていると感じている割合は高くなっています。男女ともに、男女の地位は平等であるとの回答の割合が高くなることが、男女共同参画の意識が高い状態であると考えています。

社会全体において男女の地位は平等となっていると思う人の割合  
(男女別クロス集計)



H27 e-モニター制度による「男女共同参画に関するアンケート」結果

### 男女共同参画社会の形成の視点からの社会制度・慣行への配慮

社会制度や慣行が社会における男女の活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立的なものとなるよう、広報、啓発に努めます。

#### ■ 基本計画における施策

- (9) 啓発事業の推進
- (10) 情報の収集と提供
- (11) 調査・研究の推進
- (12) 法令等に関する学習機会の充実
- (13) 情報識別・選択能力の向上
- (14) 発行物における性にとらわれない表現の促進

~~~~~進行管理事業~~~~~

| | | | | |
|------|---|--------|--------|--------|
| 事業名 | 7. 男女共同参画の推進のための講演会・講座の実施 | | | |
| 事業概要 | 市民等が男女共同参画を理解し地域で男女共同参画を推進できるよう、講演会・講座等を、男女共同参画センター使用団体との協働等により実施します。 | | | |
| 所管課 | 男女共同参画課 | | | |
| 目標 | 使用団体との協働により行う講座等の実施回数 | | | |
| 目標数値 | 現状(平成27年度) | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
| | 6回 | 6回 | 6回 | 6回 |

| | | | | |
|------|---|--------|--------|--------|
| 事業名 | 8. 男女共同参画センターロビーの充実・活用 | | | |
| 事業概要 | 男女共同参画センターのロビーを使用団体および市民相互の情報交換の場として利用できるよう、整理し充実させます。また、男女共同参画に関して開催される講座や、県・国・関係機関等の資料の提供を行います。 | | | |
| 所管課 | 男女共同参画課 | | | |
| 目標 | ロビー使用者へのアンケート実施回数 | | | |
| 目標数値 | 現状(平成27年度) | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
| | 一 | 1回 | 1回 | 1回 |

| | | | | |
|------|---|--------|--------|--------|
| 事業名 | 9. 市職員への男女共同参画に関する情報の発信 | | | |
| 事業概要 | 職員一人ひとりが男女共同参画を理解し、市役所内から男女共同参画を推進できるよう、市職員へ男女共同参画に関する情報を発信します。 | | | |
| 所管課 | 男女共同参画課 | | | |
| 目標 | 市職員への男女共同参画情報の発信回数 | | | |
| 目標数値 | 現状(平成27年度) | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
| | 4回 | 4回 | 4回 | 4回 |

~~~~~ 関連事業 ~~~~~

| 事業名<br>【所管課】                 | 事業概要                                                                                                                                  | 関連計画 |
|------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 市川市明るい環境をつくる推進会議<br>【青少年育成課】 | 市内25の推進団体が協力し、青少年の健全育成・非行防止への積極的な取り組みを推進することで、青少年が明るく健やかに成長するための環境づくりを目指し、薬物乱用防止キャンペーンとして啓発リーフレットを配布したり、街頭パトロールを実施し、たまり場調査等をしたりしています。 |      |



## 就学前教育における男女平等教育の推進

幼児期は、義務教育の基礎を培う大切な時期です。また、将来、健全な社会人として、円滑な人間関係を築くための規範を身につける第一段階でもあります。

子どものすこやかな成長のため一人ひとりの個性と能力を引き出していくことや、他者への差別、男女の性別による差別がなされることのない教育、保育を推進します。

### ■ 基本計画における施策

(15) 相手を大切にする心を育む教育の推進

(16) 性別にも配慮した平等教育、保育の推進

(17) 就学前教育等従事職員への意識啓発・研修の充実

~~~~~進行管理事業~~~~~

| | | | | |
|------|---|--------|--------|--------|
| 事業名 | 10. 保育園や幼稚園職員への男女共同参画啓発 | | | |
| 事業概要 | 保育園や幼稚園に勤務する職員（就学前教育等従事職員）へ、男女共同参画の推進に関する啓発を行います。 | | | |
| 所管課 | 男女共同参画課 | | | |
| 目標 | 保育園や幼稚園職員への男女共同参画啓発活動の回数 | | | |
| 目標数値 | 現状（平成27年度） | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
| | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 |

| | | | | |
|---------|--|----------|----------|----------|
| 事 業 名 | 11. 未就学児への男女共同参画啓発 | | | 新規 |
| 事 業 概 要 | 保育園や幼稚園の園児に、人権擁護委員と協働し、男女共同参画と人権意識の高揚の啓発を行います。 | | | |
| 所 管 課 | 男女共同参画課 | | | |
| 目 標 | 保育園や幼稚園の園児への男女共同参画啓発活動の回数 | | | |
| 目 標 数 値 | 現 状(平成 27 年度) | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
| | 1 回 | 1 回 | 1 回 | 1 回 |



学校教育における男女平等教育の推進

学校教育においては、思いやりと自立の意識を育むとともに、児童・生徒の発達段階に応じ、人権の尊重、男女平等、家庭生活の大切さなどについての指導の充実を図っていくことが大切です。

このため、男女の特性に基づき性別にも配慮しつつ、一人ひとりの個性と能力を引き出し、児童・生徒が主体的に学び、考え、行動する教育を推進していきます。

■ 基本計画における施策

(18) 全教育内容における男女平等の意識づくり

(19) 自立能力を育成する教育の推進

(20) 性に関する教育の充実

(21) 教育関係者に対する研修の充実

(22) 男女共同参画意識に基づいた学校運営の推進

~~~~~進行管理事業~~~~~

|      |                                                                                      |        |        |        |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|--------|
| 事業名  | 12. 人権教室の実施                                                                          |        |        |        |
| 事業概要 | 児童が他人の痛みが理解できる心、思いやりのある心を育めるよう、人権擁護委員が小学生を対象に発達段階に応じて男女共同参画と人権の尊さ等について考える人権教室を実施します。 |        |        |        |
| 所管課  | 男女共同参画課                                                                              |        |        |        |
| 目標   | 人権教室の実施校数                                                                            |        |        |        |
| 目標数値 | 現状(平成27年度)                                                                           | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|      | 39校                                                                                  | 39校    | 39校    | 39校    |

|      |                                                |        |        |        |
|------|------------------------------------------------|--------|--------|--------|
| 事業名  | 13. 人権講演会の実施                                   |        |        |        |
| 事業概要 | 人権の尊さについて理解してもらえるよう、人権擁護委員が中学生を対象に人権講演会を実施します。 |        |        |        |
| 所管課  | 男女共同参画課                                        |        |        |        |
| 目標   | 人権講演会の実施校数                                     |        |        |        |
| 目標数値 | 現状(平成27年度)                                     | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|      | 2校                                             | 2校     | 2校     | 2校     |

~~~~~ 関連事業 ~~~~~

| 事業名
【所管課】 | 事業概要 | 関連計画 |
|---|--|-------------|
| 選挙啓発出前授業
【選挙管理委員会事務局】 | 主権者教育を補完するという観点から選挙啓発出前授業を行い、未来の有権者である子どもたちが、政治や選挙の大切さを理解することで、若年層の政治・選挙に対する意識の向上を図る。 | |
| 各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間における人権教育
【指導課】 | 子どもが、互いの人権を尊重し、男女が平等に参画する中で、それぞれの考え方や立場の違いを認識しあえるような能力を身につけるための教育の指導形態・指導方法の工夫や改善を学校が行い、それに対して指導・支援をします。 | 市川市教育振興基本計画 |
| エイズ教育に関する教育講演会
【保健体育課】 | 思春期における男女の心身の健全な発達のため、エイズ等の講演会を開催します。 | 市川市教育振興基本計画 |



個別課題

6 家庭における男女平等教育の推進

社会生活を営む上で、最小かつ最も基礎的な集団である家庭を家族一人ひとりが協力し合って築いていくとともに、家族を構成する一人ひとりの個性も尊重した家庭生活の大切さについて啓発に努めます。

■ 基本計画における施策

(23) 家庭における家族の協力、助け合いの意識づくり

(24) 家庭教育に関する相談事業の充実

~~~~~進行管理事業~~~~~

|      |                                                        |        |        |        |
|------|--------------------------------------------------------|--------|--------|--------|
| 事業名  | 14. 父子向け講座等の実施                                         |        |        |        |
| 事業概要 | 家族一人ひとりが協力し支え合う意識を持って家庭生活を営むことができるよう、父子で参加する講座等を実施します。 |        |        |        |
| 所管課  | 男女共同参画課                                                |        |        |        |
| 目標   | 父子向け講座の実施回数                                            |        |        |        |
| 目標数値 | 現状(平成27年度)                                             | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|      | 1回                                                     | 1回     | 1回     | 1回     |

|      |                                                                              |        |        |        |
|------|------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|--------|
| 事業名  | 15. 家庭教育学級と連携した男女共同参画センター事業の実施                                               |        |        |        |
| 事業概要 | 様々な活動を通じて、個性や能力に応じた子どもの育成や家族とのかかわり等について学ぶ機会である家庭教育学級と連携した男女共同参画に関する事業を実施します。 |        |        |        |
| 所管課  | 男女共同参画課                                                                      |        |        |        |
| 目標   | 家庭教育学級への男女共同参画センター事業のPR回数                                                    |        |        |        |
| 目標数値 | 現状(平成27年度)                                                                   | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|      | 3回                                                                           | 3回     | 3回     | 3回     |

~~~~~ 関連事業 ~~~~

| 事業名
【所管課】 | 事業概要 | 関連計画 |
|--------------------|---|------------------|
| 家庭教育学級運営事業【社会教育課】 | 子育てに関する諸問題について1年間計画的に学習し、より良い親子関係づくりの実践につなげようと学級生により講座の自主企画運営や家庭教育学級指導員を講師とした指導員派遣講座、学級の枠を超えて個人参加可能な共通講座の中に男女共同参画課が実施する講座を取り込み、様々な学習機会を提供します。 | 市川市生涯学習推進計画（第4次） |
| 教育相談事業
【教育センター】 | 子育てをする中で生じるさまざまな悩みに関して、専門的知識を持つ教育相談員等がカウンセリングや心理療法等を行うことで、悩みの軽減や解消をはかり、幼児・児童・生徒の健全育成を図ります。 | |



地域での男女共同参画を進める生涯学習の推進

男女が積極的な社会参画により、市民の多様な能力が発揮される地域社会をつくっていくためには、生涯学習の推進はとても重要な意義をもちます。女性も社会の様々な分野で政治的、経済的、社会的及び文化的に力を発揮し、行動していくよう、学習機会を充実させ、社会参画を促進させます。

■ 基本計画における施策

(25) 情報の収集と提供

(26) 学習内容の充実

(27) 生涯学習を進めるための施設の充実

~~~~~進行管理事業~~~~~

|       |                                      |             |             |             |
|-------|--------------------------------------|-------------|-------------|-------------|
| 事業名   | 16. 情報資料室の充実                         |             |             |             |
| 事業概要  | 男女共同参画に関する書籍・情報を収集し、市民が学習できる環境を整えます。 |             |             |             |
| 所管課   | 男女共同参画課                              |             |             |             |
| 報告告   | 男女共同参画関連図書の新規受け入れ蔵書数                 |             |             |             |
| 実績報告値 | 現状(平成27年度)<br>259冊                   | 平成29年度<br>— | 平成30年度<br>— | 平成31年度<br>— |

~~~~~関連事業~~~~~

| | 事業概要 | 関連計画 |
|-------------------------|---|------------------|
| 公民館での各種講座の実施
【社会教育課】 | 男女共同参画意識を育てるために、男性や若年層・働く女性などを含め、これまで講座に参加する機会が少なかった層も参加しやすいよう内容、時間帯などを工夫し講座の充実を図ります。 | 市川市生涯学習推進計画（第四次） |

ワーク・ライフ・バランスの推進による 職場における男女共同参画の実現

| 成果指標 | 平成27年度
現状値 | 目標値 | | |
|-------------------------------|------------------------|--------|--------|--------|
| | | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
| 「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を知っている人の割合 | 58.9%
(e-モニターアンケート) | 65% | 75% | 85% |

※内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」

ワーク・ライフ・バランスという言葉の周知度（平成24年） 41.3%

【ワーク・ライフ・バランスの実現について】

平成26年度 e-モニターアンケートでは「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を知っている人の割合は54.2%でした。平成27年度では、58.9%に増加しましたが、目標値として設定した70%には届きませんでした。

本実施計画では、市民および事業所に、ワーク・ライフ・バランスの推進にむけて、二つの重点事業を実施します。

また、女性活躍推進法に基づく推進計画の中心となる事業として位置づけ、取り組んでいきます。

★ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が達成されている社会とは

(1)就労による経済的自立が可能な社会

経済的自立を必要とする者、とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて暮らしの経済的基盤が確保できる。

(2)健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

働く人々の健康が保持され、家族・友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間など持てる豊かな生活ができる。

(3)多様な働き方・生き方が選択できる社会

性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な待遇が確保されている。

就業機会の男女平等に向けた支援

男女がそれぞれの個性と能力を活かしながら助け合い、協力しあって、仕事と育児・介護等の家庭生活を両立させていくことができるよう、取り組んでいきます。

男女共同参画社会の推進については、女性の社会進出が重要な課題であり、また、e-モニターアンケートにおいて、充実が望まれている施策であるとの回答者が多いことから、重点事業として進行管理事業を設定しました。

■ 基本計画における施策

(28) 就業機会の拡充、再雇用制度の普及促進

(29) あらゆる分野における働き方への支援

(30) 職業意識、職業能力向上のための講座・研修の充実

(31) 就業相談等の充実

~~~~~ 進 行 管 理 事 業 ~~~~~

|         |                                                                |          |          |          |
|---------|----------------------------------------------------------------|----------|----------|----------|
| 事 業 名   | 17. 就労支援に関する講座等の実施 《女性》 重点                                     |          |          |          |
| 事 業 概 要 | 個性と能力を活かしながら、仕事と育児・介護・地域活動等のバランスを取ることができるよう、就労支援に関する講座等を実施します。 |          |          |          |
| 所 管 課   | 男女共同参画課                                                        |          |          |          |
| 目 標     | 就労支援関連講座等の実施回数                                                 |          |          |          |
| 目 標 数 値 | 現 状(平成 27 年度)                                                  | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|         | 1 回                                                            | 1 回      | 1 回      | 1 回      |

~~~~~ 関連事業 ~~~~~

| 事業名
【所管課】 | 事業概要 | 関連計画 |
|----------------------------|---|----------|
| 新規
女性起業家支援事業
【商工振興課】 | 女性の起業者や起業予定者に対して、セミナーや起業塾、起業時の資金面の支援等を行い、女性が起業しやすく、また経営の安定化を図ることができる環境づくりを行います。 | 創業支援事業計画 |
| 若年者等就労支援事業
【雇用労政担当室】 | 若年者等が気軽に立ち寄れるジョブサポートいちかわを開設し、毎週火曜日～金曜日の午後に就労にかかる個別相談、適職診断を実施します。 | |
| 家族経営協定締結の推進
【農政課】 | 家族で農業を営む農家に、家族経営協定の締結に向け働きかけを行います。 | |



男女共同参画に向けた雇用環境の整備促進

事業所等に対し、男女双方に対する差別の禁止、妊娠・出産等を理由とする不利益な取り扱いの禁止、間接差別の禁止等男女雇用機会均等法の実効性の確保を図っていきます。また、働く場において、女性が母性を尊重され、安心して子どもを産み、就労を続けられる環境整備や男女のワーク・ライフ・バランスの推進、過剰なストレス等からの解放やセクシャル・ハラスメントの防止にも努めていきます。

■ 基本計画における施策

(32) 働く場における男女共同参画の推進

(33) 働く場における母性保護の意識の浸透と制度の充実

(34) 働く場における男女の労働条件の向上

(35) 働く場における労働環境の整備

(36) 労働相談の充実

~~~~~進行管理事業~~~~~

|      |                                            |        |        |        |
|------|--------------------------------------------|--------|--------|--------|
| 事業名  | 18. ワーク・ライフ・バランス推進事業<br>《女性》               |        |        | 重点     |
| 事業概要 | 事業所等に対し、ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画の推進に関する啓発を行います。 |        |        |        |
| 所管課  | 男女共同参画課                                    |        |        |        |
| 目標   | 事業所等への男女共同参画啓発活動の回数                        |        |        |        |
| 目標数値 | 現状(平成27年度)                                 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|      | 1回                                         | 1回     | 1回     | 1回     |

~~~~~ 関連事業 ~~~~~

| 事業名
【所管課】 | 事業概要 | 関連計画 |
|---|--|--------------------------------|
| 職員みんなで支え合い計画（市川市役所次世代育成支援行動計画）の推進
【職員課（特定事業主推進部門）】 | 全ての職員が、仕事と生活の時間のバランスを取れるようにするために、「職員みんなで支え合い計画」を推進します。 | 職員みんなで支え合い計画（市川市役所次世代育成支援行動計画） |
| 労働相談事業
【雇用労政担当室】 | 賃金、解雇、労働時間、労災等労働条件に関する相談及び労働保険等の手続き等の相談に社会保険労務士が応じます。 | |
| いちかわ子育て応援企業認定事業
【子育て支援課】 | 子育てにやさしいまちづくりを推進するため、子どもや子育てにやさしい取り組みを進める企業を「いちかわ子育て応援企業」として認定します。 | 市川市子ども・子育て支援事業計画 |



ワーク・ライフ・バランスの推進は、少子高齢化、核家族化が進展する中で、男女がともに、職業生活と育児・介護等の家庭生活と地域生活とのバランスを図り、充実した生活を送るためにとても大切なものです。

■ 基本計画における施策

(37) 仕事と子育て・介護の両立支援

(38) 多様な働き方への支援

~~~~~進行管理事業~~~~~

|      |                                                                                |                |                |                |
|------|--------------------------------------------------------------------------------|----------------|----------------|----------------|
| 事業名  | 19. 市職員へのワーク・ライフ・バランスの推進<br>《女性》                                               |                |                |                |
| 事業概要 | 市職員が仕事と育児・介護・地域活動等とのバランスを取ることにより、質の高い行政サービスを提供できるよう、男女それぞれのワーク・ライフ・バランスを推進します。 |                |                |                |
| 所管課  | 男女共同参画課・職員課                                                                    |                |                |                |
| 目標   | 市職員の育児休業、介護休暇取得等に関する情報発信回数                                                     |                |                |                |
| 目標数値 | 現状(平成27度)<br>—                                                                 | 平成29年度<br>1回以上 | 平成30年度<br>1回以上 | 平成31年度<br>1回以上 |

~~~~~ 関連事業 ~~~~~

| 事業名
【所管課】 | 事業概要 | 関連計画 |
|-------------------------------|--|------------------|
| ファミリー・サポート・センター事業
【子育て支援課】 | 地域において子育てに関する相互援助活動を行うための会員組織である「ファミリー・サポート・センター」を運営し、援助活動の紹介や調整、会員確保など、仕事と子育ての両立を支援します。 | 市川市子ども・子育て支援事業計画 |
| 保育園整備計画事業
【こども施設計画課】 | 仕事と子育ての両立支援に向けた環境整備として保育施設を整備します。 | 市川市子ども・子育て支援事業計画 |
| 放課後保育クラブ運営事業
【青少年育成課】 | 放課後、就労等で保護者が家庭にいない児童を保育するため、よりよい環境づくりを行います。 | 市川市教育振興基本計画 |



男女が協力し、支え合う家庭の確立と福祉の充実

| 成果指標 | 平成27年度
現状値 | 目標値 | | |
|--------------------------------------|------------------------|--------|--------|--------|
| | | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
| 「夫は外で働き、妻は家を守る方がよい」という考え方に対し反対する人の割合 | 39.8%
(e-モニターアンケート) | 43% | 47% | 51% |

※内閣府「女性の活躍推進に関する世論調査」

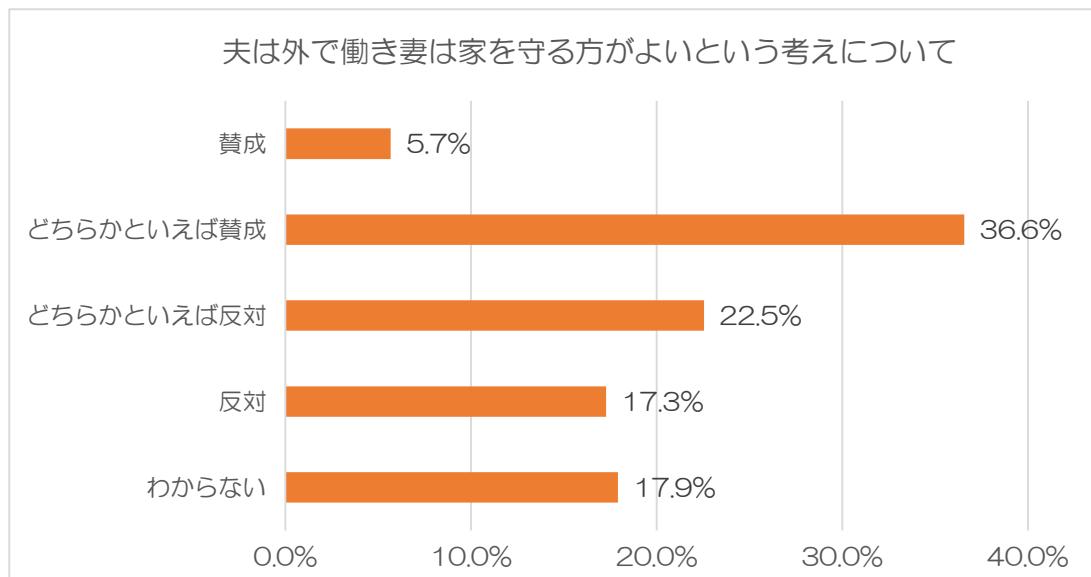
「夫は外で働き、妻は家を守る方がよい」という考え方に対し反対する人の割合（平成26年8月）

女性 51.6%

男性 46.5%

【固定的性別役割分担意識】

平成27年度 e-モニターアンケートでは、性別役割分担に反対する人の割合は39.8%でした。性別役割分担については、反対する人の割合を成果指標とし、より積極的に性別役割分担意識の改善を目指し、事業を実施します。



H27 e-モニター制度による「男女共同参画に関するアンケート」結果

個別課題

1 1

生活の場での自立の推進

男性の仕事、女性の仕事という役割意識にとらわれないで、自らの個性と能力を十分に発揮していける社会をつくり、安心して暮らすことができるよう、福祉の視点からの街づくりを行い、生活の場での自立の推進に努めます。

■ 基本計画における施策

(39) 男女共同参画による家庭の確立

(40) 専業主婦への家族の協力

(41) 家庭責任を果たすための学習機会の提供

(42) 自立を支える福祉の充実

(43) 男女が共に安心して暮らす福祉の視点からの街づくりの推進

進行管理事業

| 事業名 | 20. 生活の場での自立の推進に向けた講座等の実施 | | | | | | | | |
|------------|---|------------|--------|--------|--------|----|----|----|----|
| 事業概要 | 家庭において、家族一人ひとりが家族の一員として協力し支え合う意識を持つよう、男性向けの料理教室等、生活の場での自立の推進に向けた講座等を男女共同参画センター使用団体等と連携し実施します。 | | | | | | | | |
| 所管課 | 男女共同参画課 | | | | | | | | |
| 目標 | 生活の場での自立の推進に向けた講座等の実施回数 | | | | | | | | |
| 目標数値 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>現状(平成27年度)</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> </tr> </tbody> </table> | 現状(平成27年度) | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 |
| 現状(平成27年度) | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | | | | | | |
| 1回 | 1回 | 1回 | 1回 | | | | | | |

~~~~~ 関連事業 ~~~~~

| 事業名<br>【所管課】                      | 事業概要                                                                                              | 関連計画              |
|-----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 防犯対策事業<br>【市民安全課】                 | 誰もが安心して社会参画を果たすため、安全なまちづくりの実現を目指し、市・市民・警察・関係団体等と連携して地域防犯体制の整備・充実を図ります。                            | 第二次市川市防犯まちづくり基本計画 |
| 地域ケアシステム推進事業<br>【地域支えあい課】         | 地域住民同士の支え合いとして地域コミュニティの推進を目指すとともに、市内14の地区社会福祉協議会の活動拠点を整備し、相談事業及びサロン事業に対して助成を行い、地域住民の主体的な活動を支援します。 | 市川市地域福祉計画         |
| プレ親学級（母親学級・両親学級）<br>【保健センター健康支援課】 | 妊娠・出産・育児についての知識を深めるとともに、地域で夫婦が協力しながら安心して、子育てができるよう援助します。                                          |                   |

男女が必要に応じて適切に役割分担しつつ協力しあって、ゆとりのある子育てをしていくためには、保育施設の整備と内容の充実が不可欠です。核家族化が進む中、子育て中の男女が孤立感や不安を感じることがないよう、情報提供や支援体制の充実を図ります。

### ■ 基本計画における施策

(44) 保育施設の整備、保育内容の充実

(45) 子育てに関する情報提供と相談体制の充実

(46) 児童虐待の発生を防ぐ意識と環境づくり

~~~~~ 関連事業 ~~~~~

| 事業名
【所管課】 | 事業概要 | 関連計画 |
|----------------------|--|------------------|
| 家庭児童相談事業
【子育て支援課】 | 児童虐待相談の通報窓口機能を持つとともに、家庭児童相談員が、要保護児童に対する調査、支援計画の作成、支援の実施を行います。また、発達や育児の不安、養育環境に関する様々な相談に対応し、育児不安の解消や虐待の未然防止を図ります。 | 市川市子ども・子育て支援事業計画 |
| 養育支援訪問事業
【子育て支援課】 | 児童の養育について積極的に支援することが必要と判断される家庭に対し、ヘルパー等を派遣して、養育に関する指導、助言、家事・育児援助等を行うことにより、家庭における児童の適切な養育環境を確保します。 | 市川市子ども・子育て支援事業計画 |

| 事業名
【所管課】 | 事業概要 | 関連計画 |
|---------------------------|--|------------------|
| 親子つどいの広場事業
【子育て支援課】 | 子育て中の親子が気軽に集える場として、親子つどいの広場を設定して、子育て中の親子の交流の場の提供と交流の促進、相談・援助、地域の子育て関連情報の提供および地域の支援者への講習を行います。 | 市川市子ども・子育て支援事業計画 |
| 地域子育て支援センター事業
【子育て支援課】 | 保育園等のノウハウと機能を活用した地域子育て支援センターを設置して、子育て中の親子の交流の場の提供と交流の促進、相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、各種子育て教室等の開催および子育てサークルの支援を行います。 | 市川市子ども・子育て支援事業計画 |
| 病後児保育事業
【こども施設運営課】 | 子育てのための環境整備として多様な保育サービスを推進します。（病後児保育施設の拡充） | 市川市子ども・子育て支援事業計画 |
| 新規 潜在保育士事業
【こども施設運営課】 | 保育士有資格者を雇用形態で実習を行うことで、保育士として働くことの不安を解消し、保育現場での雇用につなげていきます。効果として、職場の待機児童解消につながり、就労支援を行うことで経済効果が生まれます。 | 市川市待機児童対策緊急対応プラン |



障害者家庭とひとり親家庭等の自立支援

障害者、ひとり親家庭の家族、単身者などが地域で自立し、安心して暮らせるよう、支援を行います。

■ 基本計画における施策

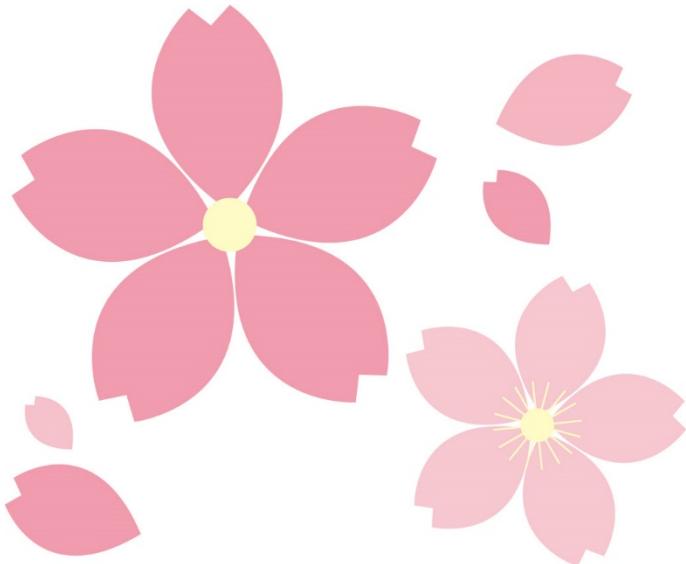
(47) 各種相談事業の拡充と情報提供

(48) 自立のための支援制度の促進

~~~~~ 関連事業 ~~~~~

| 事業名<br>【所管課】            | 事業概要                                                                                                               | 関連計画                                            |
|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 障害者雇用事業<br>【人事課、教育総務課】  | 障害者の就労を支援するため、障害者が一定期間、市の職員として勤務することができる「チャレンジドオフィスいちかわ」を実施します。                                                    |                                                 |
| 雇用促進奨励金<br>【雇用労政担当室】    | 市内居住の高年齢者、障害者、母子家庭の母等を常用労働者として雇用した事業主に対して奨励金を交付します。                                                                |                                                 |
| 障害者職場実習奨励金<br>【雇用労政担当室】 | 市内に居住する障害者を職場実習に受け入れた事業主に奨励金を交付します。                                                                                |                                                 |
| 障害者相談支援事業<br>【障害者支援課】   | 障害者等の福祉に関する様々な問題について障害者等からの相談に応じ、情報の提供や助言をはじめ、障害福祉サービスの利用支援、虐待の防止、及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害者の権利擁護のために必要な援助などを行います。 | 第2次いちかわハートフルプラン【市川市障害者計画(第3次実施計画)・第4期市川市障害福祉計画】 |

| 事業名<br>【所管課】                      | 事業概要                                                                  | 関連計画             |
|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|------------------|
| 母子世帯・父子世帯に対する市営住宅の加点措置<br>【市営住宅課】 | 経済的な負担の大きい母子家庭・父子家庭が市営住宅に応募した場合、加点措置により入居できる可能性を大きくし、住宅確保に向けた支援を行います。 |                  |
| ひとり親相談事業<br>【子育て支援課】              | ひとり親家庭の生活や就労に関して、母子自立支援員等が相談に応じ、自立に向けた支援を行います。                        | 市川市子ども・子育て支援事業計画 |
| 母子自立支援プログラム作成事業<br>【子育て支援課】       | 児童扶養手当受給者が就労を希望する場合、市のプログラム策定員が面接に応じ就労支援プログラムを作成し、自立を支援します。           | 市川市子ども・子育て支援事業計画 |



高齢期の男女を単に支えられる側と見ずに、年齢、性別による固定観念にとらわれず、社会の中で自立した構成員として生き生きと暮らせるよう、家族や地域住民、行政、関係団体が共同して連携を図りながら、地域福祉活動の充実・発展のための取組を行います。

■ 基本計画における施策

(49) 社会参画の促進と生活支援

(50) 高齢者虐待を防ぐ環境づくり

(51) 介護にかかわる人の育成と確保

(52) 施設の基盤整備と内容の充実

(53) 介護予防への取組の強化

~~~~~ 関 連 事 業 ~~~~~

| 事業名
【所管課】 | 事業概要 | 関連計画 |
|-------------------------------------|--|------------------------|
| 新規介護予防普及啓発事業（いきいき健康教室）
【地域支えあい課】 | 65歳以上の自立した方を対象とした体操で転倒予防と身体機能の維持増進及び地域での仲間づくりを支援します。 | 第6期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 |
| 新規地域介護予防活動支援事業
【地域支えあい課】 | 自治会館等、近隣住民が身近な場所で自主的に集まり、DVD教材を利用することで、指導者無しで体操等を行えるプログラムを提供し、介護予防と地域の仲間づくりを支援します。 | 第6期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 |

| 事業名
【所管課】 | 事業概要 | 関連計画 |
|------------------------------|--|------------------------|
| 新規 認知症サポーター養成事業
【地域支えあい課】 | 認知症の人を正しく理解した認知症の人への応援者である認知症サポーターを養成する講座への参加を、地域住民をはじめとして、高齢者と接する様々な職場や学生等、幅広い方々によりかけ、認知症の人を地域全体で支えられる体制を整えていきます。 | 第6期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 |
| 家族介護支援事業
【介護福祉課】 | 要介護被保険者等の状態の維持、改善を目的とした適切な介護知識・技術の習得や、外部サービスの適切な利用方法の習得等を内容とした教室を開催する。 | 第6期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 |
| 地域見守り活動事業【介護福祉課】 | 平成25年11月より各種民間事業所と「市川市地域見守り活動に関する協定書」を取り交わし、事業者より通報があった場合安否確認を行い、孤立死・孤独死等を未然に防止することを目的としています。 | 第6期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 |



自立を支援する総合相談事業の推進

最近の社会情勢は、少子高齢化の進展、経済の低迷、非正規労働者の増加、国際化の進展など複雑化しています。この複雑化した社会の中で、生き生きと安心して暮らせる新たな地域社会を築くことが大切です。そこで、仕事や子育てによるストレスや悩みに対し、総合的な相談窓口の一層の充実を図っていきます。

■ 基本計画における施策

(54) 相談事業の充実

(55) 相談事業にかかる人への情報提供と研修の要請

～～～

進 行 管 理 事 業

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

| | | | | |
|-----------|--|---------|---------|---------|
| 事 業 名 | 21. 女性のための相談 | | | |
| 事 業 概 要 | 女性を対象に、相談者自身が悩みの本質に気づき、自ら解決方法を見つけることができるよう、関係部署や関係機関と連携を図りながら、問題解決に向けた相談を女性相談員が行います。 | | | |
| 所 管 課 | 男女共同参画課 | | | |
| 報 告 | 相談件数 | | | |
| 実 績 報 告 値 | 現 状(平成27年度) | 平成29 年度 | 平成30 年度 | 平成31 年度 |
| | 1,884 件 | — | — | — |

| | | | | |
|-----------|--|----------|----------|----------|
| 事 業 名 | 22. 女性弁護士による女性のための無料法律相談 | | | |
| 事 業 概 要 | 離婚や調停など法的支援についての助言が必要な女性を対象に、女性弁護士が無料法律相談を実施します。また、法律相談の利用促進のための啓発を行います。 | | | |
| 所 管 課 | 男女共同参画課 | | | |
| 報 告 告 | 相談件数 | | | |
| 実 績 報 告 値 | 現 状(平成 27 年度) | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
| | 133 件 | — | — | — |

~~~~~ 関 連 事 業 ~~~~~

| 事業名<br>【所管課】            | 事業概要                                       | 関連計画                   |
|-------------------------|--------------------------------------------|------------------------|
| 民事相談事業<br>【総合市民相談課】     | 市民の日常の悩みに応じるため、相談窓口を設け、解決に向けた支援をする。        |                        |
| 地域包括支援センター事業<br>【介護福祉課】 | 高齢者が安心してその人らしい生活を継続することができるよう、総合相談支援を行います。 | 第6期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 |

# 生涯を通じた健康支援

| 成果指標                | 平成27年度<br>現状値          | 目標値    |        |        |
|---------------------|------------------------|--------|--------|--------|
|                     |                        | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
| 自分の健康のために何かしている人の割合 | 63.4%<br>(e-モニターアンケート) | 65%    | 67%    | 70%    |

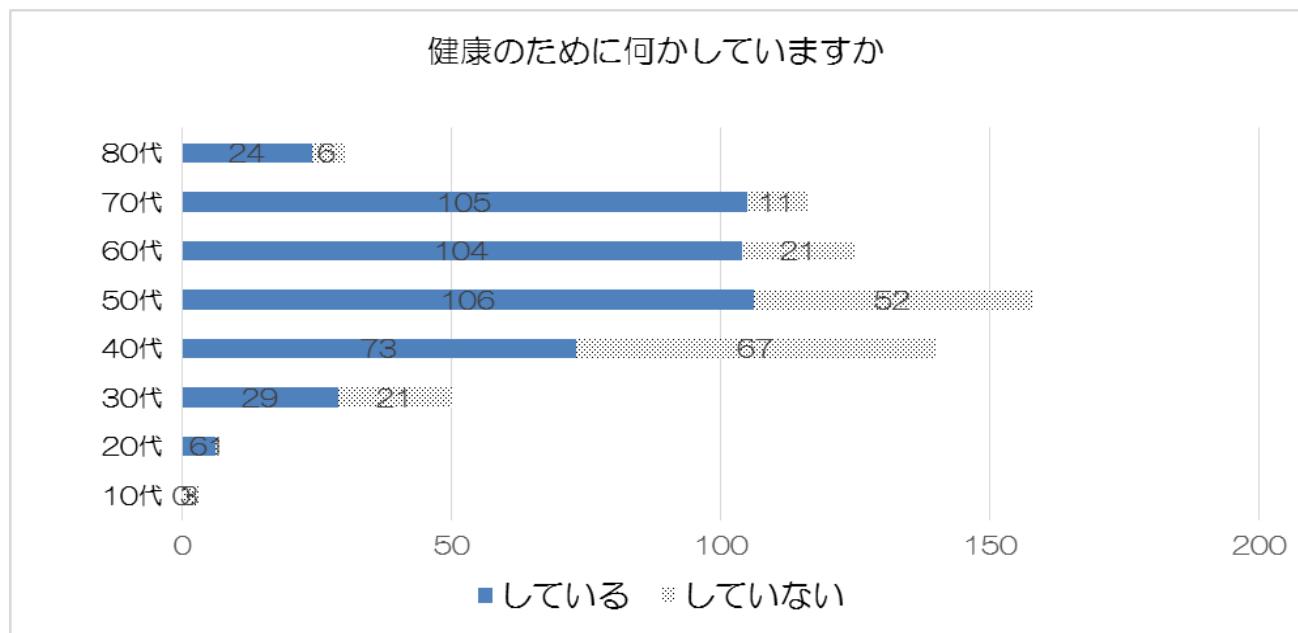
※第4次男女共同参画基本計画（国） 運動習慣のある者の割合（平成26年）

|        |    |       |
|--------|----|-------|
| 20～64歳 | 女性 | 17.5% |
|        | 男性 | 20.9% |
| 65歳以上  | 女性 | 35.7% |
|        | 男性 | 42.4% |

## 【生涯を通じての健康づくり】

平成26年度・平成27年度 e-モニターアンケートにより、健康について関心のある人は80%を超えることが確認できました。

しかし、実際に健康の保持増進のための習慣をもつ人は、特に就労・育児を中心となる世代では、少なくなっています。



H27 e-モニター制度による「男女共同参画に関するアンケート」結果

## 生涯を通じた健康の管理・保持増進

女性については、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等、男性については更年期やメタボリックシンドロームなど、男女がその健康状態に応じて適切に自己管理を行い、健康の保持増進ができるように啓発活動を行い、相談体制を整備し、支援します。

### ■ 基本計画における施策

(56) 生涯を通じた健康の管理の意識啓発と情報提供

(57) 医療関係者への意識の浸透と研修の要請

~~~~~進行管理事業~~~~~

| | | | | |
|------|---|--------|--------|--------|
| 事業名 | 23. 健康についての意識啓発のための講座等の実施 | | | 新規 |
| 事業概要 | 健康についての意識啓発をおこなうために、運動等をはじめきっかけづくりの講座等を実施します。 | | | |
| 所管課 | 男女共同参画課 | | | |
| 目標 | 健康についての講座等の実施回数 | | | |
| 目標数値 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
| | 一 | 1回 | 1回 | 1回 |

~~~~~関連事業~~~~~

| 事業名<br>【所管課】          | 事業概要                                         | 関連計画 |
|-----------------------|----------------------------------------------|------|
| 健康相談<br>【保健センター健康支援課】 | ライフサイクルに応じた心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行います。 |      |

|                         |                                                                   |              |
|-------------------------|-------------------------------------------------------------------|--------------|
| 訪問指導<br>【保健センター健康支援課】   | 心身の状況・生活環境等から療養上の保健指導が必要な者とその家族に対して訪問し、必要な指導を行い、心身低下防止と健康増進を図ります。 |              |
| 健康教育事業<br>【保健センター健康支援課】 | 生活習慣病の予防や健康管理に必要な正しい知識を得、自身の健康に対する認識と自覚を高めることにより、健康的な暮らしへの支援をします。 | 第2次市川市食育推進計画 |



## 生涯を通じた心身の健康づくり支援

男女が心身の健康について適切に自己管理できるよう、健康診査の受診や健康について正確な知識・情報を得るための健康教育や学習機会の拡大に努めます。

### ■ 基本計画における施策

(58) 健康教育の充実と相談支援

(59) 妊娠・出産期における健康支援

(60) 思春期・成人期・高齢期における健康支援

(61) 女性の健康を脅かす問題についての対策の推進

~~~~~ 関連事業 ~~~~~

| 事業名
【所管課】 | 事業概要 | 関連計画 |
|---------------------------|--|--------------|
| 推進員活動事業
【保健センター健康支援課】 | 地域住民の疾病予防と健康保持増進を図り、健康で明るい地域を作ることを目的として、保健推進員、食生活改善推進員が活動を推進します。 | 第2次市川市食育推進計画 |
| 母子健康教育事業
【保健センター健康支援課】 | 妊婦や乳幼児及びその家庭等を対象に、各種教室等を開いて、母性及び乳幼児の健康保持増進に努めます。 | 第2次市川市食育推進計画 |
| 母子訪問事業
【保健センター健康支援課】 | 新生児及び1～2か月児をはじめ、妊娠婦・乳幼児等の家庭に訪問し妊娠・出産・育児に対する不安を軽減するとともに疾病の予防・健康の保持増進を図ります。 | |
| 健康診査事業
【保健センター疾病予防課】 | がんの早期発見のため各種がん検診を実施。肝炎検診や千葉県後期高齢者医療被保険者及び40歳以上の生活保護受給者に対し特定健診に準ずる健康診査を実施します。 | 市川市健康増進計画 |

心身の健康づくり体制の充実

男女とも、心身に対する健康づくりのため、運動を主体とした健康保持が行えるよう、活動場所の提供や情報提供を行います。

■ 基本計画における施策

(62) 健康増進施設の充実

(63) 医療関係機関との連携強化

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

関 連 事 業

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

| 事業名
【所管課】 | 事業概要 | 関連計画 |
|--------------------------|---|---------------|
| 生涯スポーツイベントの充実
【スポーツ課】 | 現在行われている「みんなでスポーツ」「ラグビーフェスティバル」「ツーデーマーチ」といったイベントのPRの促進や内容を充実させていくことで、参加者の増加を図ります。 | 市川市スポーツ振興基本計画 |

人権を侵害する暴力の根絶

※DV関連施策の実施に関しては、市川市男女共同参画基本計画第3次DV防止実施計画にて進行管理を行います。

| 成果指標 | 平成27年度
現状値 | 目標値 | | |
|---------------------|---------------|--------|--------|--------|
| | | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
| DVは人権侵害であると認識する人の割合 | — | 80%以上 | 80%以上 | 80%以上 |

※千葉県男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査

女性の人権が侵害されていると感じるのはどのようなことか（複数回答）

- ・「配偶者又は恋人からの暴力」と思う人の割合（平成26年）

| | |
|----|--------|
| 女性 | 77. 6% |
| 男性 | 75. 8% |

【DVの認知度】

DVを知っていると答えた人は、平成27年度e-モニターアンケートでは、92%を超え、高い認知度となっています。そして、市川市男女共同参画センターで充実させるべき事業として、回答者の35.9%が、DV被害者の支援をあげています。

人権に関する課題は、さまざまな差別、偏見などを含め、社会の変化とともに新たな問題が発生し、複雑化、多様化しています。

本実施計画では、DVは人権を侵害する暴力であるとの認識を定着させ、また、全ての暴力、人権侵害を根絶するために、事業を実施します。

暴力を許さない社会の基盤づくり

暴力は、対象の性別を問わず、決して許されるものではありません。どのような暴力でも、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではないとの認識を広く社会に徹底することが重要です。暴力を予防し、暴力を許さない社会の実現を目指し、一層の啓発活動を推進していきます。

■ 基本計画における施策

(64) あらゆる暴力に対する社会的認識の徹底と対策の推進

(65) 性の商品化の根絶

(66) 暴力に関する調査・研究

~~~~~進行管理事業~~~~~

|      |                                                   |              |              |              |
|------|---------------------------------------------------|--------------|--------------|--------------|
| 事業名  | 24. 市民等への人権啓発情報の発信                                |              |              |              |
| 事業概要 | 人権擁護委員の日（6月1日）や人権週間（12月4日～10日）を中心に、広報等で啓発活動を行います。 |              |              |              |
| 所管課  | 男女共同参画課                                           |              |              |              |
| 目標   | 人権啓発活動の市広報掲載回数                                    |              |              |              |
| 目標数値 | 現状（平成27年度）<br>2回                                  | 平成29年度<br>2回 | 平成30年度<br>2回 | 平成31年度<br>2回 |

|      |                            |              |              |              |
|------|----------------------------|--------------|--------------|--------------|
| 事業名  | 25. 「ヒューマンフェスタいちかわ」による人権啓発 |              |              |              |
| 事業概要 | 人権に関する情報の広報・啓発を行います。       |              |              |              |
| 所管課  | 男女共同参画課                    |              |              |              |
| 目標   | 'ヒューマンフェスタいちかわ' 開催回数       |              |              |              |
| 目標数値 | 現状(平成27年度)<br>1回           | 平成29年度<br>1回 | 平成30年度<br>1回 | 平成31年度<br>1回 |

~~~~~ 関連事業 ~~~~~

| 事業名
【所管課】 | 事業概要 | 関連計画 |
|-----------------------------|--------------------------------------|------|
| 青少年有害図書の地域での見回り
【青少年育成課】 | 性の商品化、暴力表現等を有する図書の地域での見回りの取り組みを行います。 | |

被害者を暴力から救済し、問題の解決や、生活の自立を支援していくためには、被害者が最初に訪れる相談窓口での適切な対応が大変重要になります。相談窓口では被害者の心身の疲労に配慮するとともに、相談しやすい環境を整備し、全ての相談員が被害者の立場にたって相談に乗り、適切な情報提供をおこない、関係機関と連携し、適切な支援を行います。

■ 基本計画における施策

(67) 相談体制の充実

(68) 自立支援と更生支援

(69) 関係機関の連携とネットワーク体制の確立

~~~~~進行管理事業~~~~~

|      |                                                                                         |        |        |        |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|--------|
| 事業名  | 26. 家庭等における暴力等対策ネットワーク会議の開催                                                             |        |        |        |
| 事業概要 | DV、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待の家庭等における様々な暴力に対応するため、関係機関等で構成されるネットワーク会議を開催し、情報の共有化を図るとともに、連携を強化します。 |        |        |        |
| 所管課  | 男女共同参画課、福祉政策課、介護福祉課、障害者支援課、子育て支援課                                                       |        |        |        |
| 目標   | 家庭等における暴力対策ネットワーク会議の開催回数                                                                |        |        |        |
| 目標数値 | 現状(平成27年度)                                                                              | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|      | 2回                                                                                      | 2回     | 2回     | 2回     |

~~~~~ 関連事業 ~~~~~

| 事業名
【所管課】 | 事業概要 | 関連計画 |
|-----------------------------|---|------------------|
| 子ども家庭総合支援センター事業
【子育て支援課】 | 子どもと子育て家庭に関する総合窓口として、保健・福祉・教育等に関する基本的な問い合わせやサービスの紹介等に応じるとともに、手続きや相談が必要な場合には、関係機関と連携して適切な支援を実施します。 | 市川市子ども・子育て支援事業計画 |



男女共同参画社会の形成を 目指す国際的協調の推進

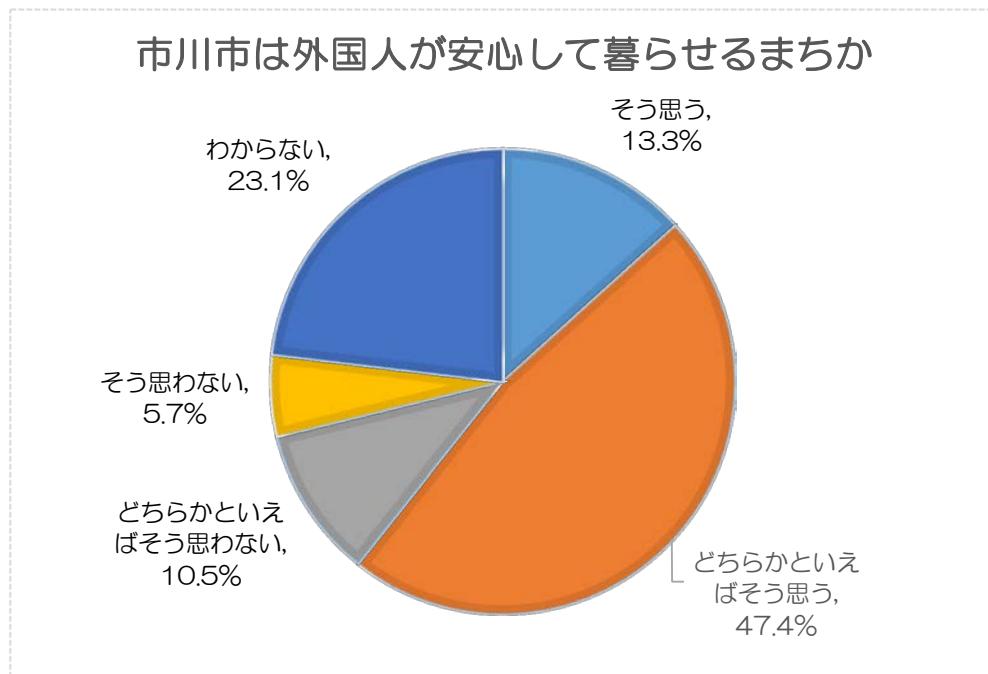
| 成果指標 | 平成 27 年度
現状値 | 目標値 | | |
|---|--------------------------|----------|----------|----------|
| | | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
| 市川市は外国人
が安心して暮ら
せるまちだと考
える人の割合 | 60%
(e-モニターアン
ケート) | 62% | 64% | 66% |

【生活者としての外国人】

市川市は平成 28 年 3 月、外国籍の市民は 2.8% となり、増加が続いている。

生活者として、定住、労働する外国人が増加し、その外国人が安心して暮らせる環境の整備が求められています。

外国人に対する偏見、差別の解消を目指し、また、子どもたちが広い視野をもち、異文化を理解し、共に生きていこうとする姿勢を育てるための事業を実施します。



H27 e-モニター制度による「男女共同参画に関するアンケート」結果

国際的な協調と相互協力の推進

日本の男女共同参画社会の形成の促進は、国連の女性の地位向上にかかる活動等国際社会における様々な取組と連動して進められてきました。今後の男女共同参画社会の形成に関しても、国際的な連携・協力のもとに推進していきます。

■ 基本計画における施策

(70) 国際理解と国際協力

(71) 国際交流の推進と民間団体への支援

~~~~~ 関 連 事 業 ~~~~~

| 事業名<br>【所管課】                          | 事業概要                                                                          | 関連計画        |
|---------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 異文化交流事業<br>【国際交流課】                    | 姉妹都市、友好都市交流はもちろん、在住外国人と地域住民の理解を深め、双方の歴史や文化などを紹介するとともに講演会や体験会を開催し、交流の機会を提供します。 |             |
| 多文化共生推進事業<br>【国際交流課】                  | 小学校6年生を対象に、外国の食文化を学ぶことを通じて、その国や地域についての異文化理解を促進し、多文化共生社会の推進を担う青少年を育成します。       |             |
| 小学校外国語活動推進事業（小学校外国語活動指導員の派遣）<br>【指導課】 | 小学校へ英語の力を有する外国語活動指導員の派遣をし、外国語活動の推進を図ります。                                      | 市川市教育振興基本計画 |
| 中学生海外派遣事業（派遣・受入事業）<br>【指導課】           | 市立中学校の生徒をドイツのパートナーシティ・ローゼンハイム市へ派遣するとともに、ドイツからも生徒を受け入れ、国際感覚豊かな青少年を育成します。       | 市川市教育振興基本計画 |

国籍・文化・慣習・宗教などの違いをこえて、在住外国人が男女共同参画を目指した各種活動に参画でき、相互理解が深められるよう、在住外国人のための生活関連情報の提供や相談体制の整備を図ります。

■ 基本計画における施策

(72) 相互理解のための交流活動の推進

(73) 情報提供と相談体制の確立

~~~~~進行管理事業~~~~~

| | | | | |
|------|---|--------|--------|--------|
| 事業名 | 27. 相互理解のための啓発・交流事業 | | | |
| 事業概要 | 在住外国人と日本人が互いの生活や文化を理解・尊重し、各種活動に参画でき、安心して暮らしやすい地域社会をつくるため、関係部署・関係機関等と連携し、多様な生き方を認め合える意識啓発や交流活動を行います。 | | | |
| 所管課 | 男女共同参画課 | | | |
| 目標 | 在住外国人との交流活動の実施回数 | | | |
| 目標数値 | 現状(平成27年度) | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
| | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 |

~~~~~関連事業~~~~~

| 事業名<br>【所管課】       | 事業概要                                                    | 関連計画 |
|--------------------|---------------------------------------------------------|------|
| 外国人相談窓口<br>【国際交流課】 | 外国人のインフォメーションセンターとして、日常生活や市の行政・施設についての情報提供など各種の相談に応じます。 |      |

| 事業名<br>【所管課】                | 事業概要                                                                                   | 関連計画 |
|-----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 外国人向けの各種情報提供の充実<br>【国際交流課】  | 言葉の壁から情報が伝わりにくい外国人のために、インターネット、電話、情報誌での情報提供および外国語版の情報誌等を設置するなど生活情報を的確に提供できる機能の充実を図ります。 |      |
| 通訳・翻訳ボランティアによる活動<br>【国際交流課】 | 在住外国人が誤解や不安を抱くことなく安心して暮らせるよう、地域における外国語通訳ボランティアと協力体制の充実を図ります。                           |      |



# 男女共同参画を推進する体制の整備

| 成果指標                      | 平成27年度<br>現状値 | 目標値    |        |        |
|---------------------------|---------------|--------|--------|--------|
|                           |               | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
| 「男女共同参画社会」という用語を知っている人の割合 | —             | 70%    | 80%    | 90%    |

※第4次男女共同参画基本計画（国）

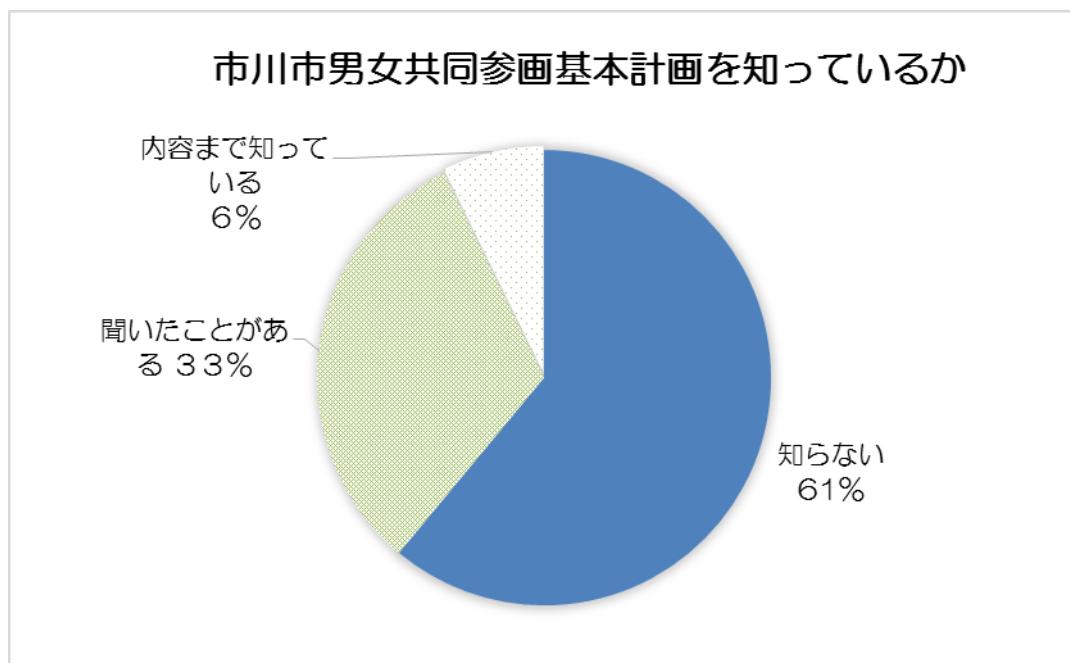
「男女共同参画社会」という用語の周知度（平成24年度）

|    |       |
|----|-------|
| 女性 | 61.3% |
| 男性 | 66.3% |

## 【基本計画の周知度】

e-モニターアンケートにおいて、本基本計画を「ある程度内容まで知っている」「名称を見たり聞いたことがある」と回答した人の割合は、平成27年度は38.7%であり、平成26年度に回答した人の割合の38.0%とほぼ同じでした。

本実施計画では、よりわかりやすい指標とするため、国の指標にあわせ、「男女共同参画社会」という用語の周知度に成果指標を変更しました。



H27 e-モニター制度による「男女共同参画に関するアンケート」結果

## 23 推進体制の充実

男女共同参画社会の実現に向けて、本基本計画を効果的に推進し、目標を達成するためには、庁内推進体制の充実はもとより、国、県、他市町村の進んだ情報を収集し、実施計画、事業に反映させることが必要です。

また、市民へ情報を発信することにより、市民が積極的に施策に参画できるよう進めています。

### ■ 基本計画における施策

(74) 庁内推進体制の充実と組織の強化

(75) 市民との連携

(76) 国・県・関係機関等との連携

~~~~~進行管理事業~~~~~

| | | | | |
|-------|---|-------------|-------------|-------------|
| 事業名 | 28. 男女共同参画に関する情報収集 | | | |
| 事業概要 | 男女共同参画の推進に関する、国・県・近隣市の取り組み等の情報を収集します。また、先進的な取組みについては、事業に反映していきます。 | | | |
| 所管課 | 男女共同参画課 | | | |
| 報告告 | 国・県等が実施する会議や研修等に参加した回数 | | | |
| 実績報告値 | 現状(平成27年度)
24回 | 平成29年度
— | 平成30年度
— | 平成31年度
— |

本実施計画の具体的な事業についての推進状況を把握して評価し、効果的に計画を推進していきます。

■ 基本計画における施策

(77) 施策の推進状況の把握

(78) 施策の点検と評価の研究

~~~~~進行管理事業~~~~~

|      |                                                                                                             |        |        |        |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|--------|
| 事業名  | 29. 男女共同参画に関する市民意識調査の実施                                                                                     |        |        |        |
| 事業概要 | 男女共同参画社会の実現を推進するために、男女共同参画に関する市民意識の変化を把握できる市民意識調査（e-モニターアンケート）を実施します。また、他課の市民意識調査の結果を把握し、必要に応じ、事業に反映していきます。 |        |        |        |
| 所管課  | 男女共同参画課                                                                                                     |        |        |        |
| 目標   | 市民意識調査（e-モニターアンケート）の実施回数                                                                                    |        |        |        |
| 目標数値 | 現状(平成27年度)                                                                                                  | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|      | 1回                                                                                                          | 1回     | 1回     | 1回     |





# 市川市男女共同参画基本計画

## 第3次DV防止実施計画（案）

（平成29年度～平成31年度）



平成29年3月  
市 川 市



## 目 次

### 第1章 第3次DV防止実施計画の策定にあたって

|             |   |
|-------------|---|
| 1 実施計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 実施計画の位置づけ | 2 |
| 3 実施計画の期間   | 3 |
| 4 実施計画の基本理念 | 3 |
| 5 実施計画の基本目標 | 3 |
| 6 実施計画の体系図  | 4 |

### 第2章 DVの現状

|                        |    |
|------------------------|----|
| 1 日本国内におけるDV被害および相談の状況 | 6  |
| 2 市川市におけるDV相談の状況       | 8  |
| 3 配偶者暴力相談支援センターについて    | 9  |
| 4 被害者支援フロー図            | 10 |

### 第3章 第2次DV防止実施計画の成果と課題

|                              |    |
|------------------------------|----|
| 1 基本目標ごとの達成状況                | 12 |
| 2 意識調査（e-モニター制度アンケート）からみえる課題 | 14 |
| (1) DVの認知度                   | 14 |
| (2) DV被害の状況                  | 15 |
| (3) 相談先の状況                   | 16 |
| (4) DV防止のために求められているもの        | 17 |

### 第4章 第3次DV防止実施計画の考え方

|              |    |
|--------------|----|
| 1 事業選定の考え方   | 19 |
| 2 重点事業選定の考え方 | 19 |
| 3 目標設定の考え方   | 19 |

## 第5章 実施計画事業

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| 1 進行管理事業について                | 20 |
| 2 進行管理について                  | 20 |
| 3 評価について                    | 20 |
| 進行管理事業一覧                    |    |
| 基本目標 I DVを許さない社会づくり         | 21 |
| 取組の方向 1 DV防止の啓発             | 21 |
| 取組の方向 2 DV予防教育の推進           | 23 |
| 取組の方向 3 DV被害者の発見            | 24 |
| 基本目標 II 安全で安心できる相談体制の充実     | 26 |
| 取組の方向 4 相談業務の充実             | 26 |
| 取組の方向 5 被害者の安全確保            | 29 |
| 取組の方向 6 職務関係者の資質向上          | 30 |
| 基本目標 III 実効性のある自立支援の充実      | 31 |
| 取組の方向 7 被害者の生活再建支援          | 31 |
| 取組の方向 8 子どもに関する支援           | 34 |
| 基本目標 IV DV根絶の推進体制           | 36 |
| 取組の方向 9 関係機関・関係部署との連携       | 36 |
| 市川市家庭等における暴力等対策ネットワーク会議の体系図 | 38 |
| 市川市配偶者暴力相談支援センターと関係機関等との連携図 | 39 |

# 第1章 第3次DV防止実施計画の策定にあたって

## 1 実施計画策定の趣旨

配偶者等からの暴力（以下「DV」という。※1）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。DV被害者の多くは女性であり、女性に対する暴力は、個人の尊厳を傷つけると同時に、男女共同参画社会実現への妨げとなっています。

こうしたなか、国は、平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV防止法」という。）」を制定しました。その後、平成19年7月の改正で、DVに関する基本計画の策定と市町村の施設において配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすことが市町村の努力義務となりました。

これを受け、本市では、平成20年8月に改正した「市川市男女共同参画基本計画」のなかで対応していたDV対策について、DVの防止と被害者の保護・自立支援をより一層きめ細かく、総合的かつ計画的に進めるため、平成23年8月に本実施計画の第1次実施計画にあたる「市川市DV防止基本計画」を策定し、つづいて平成23年10月には、配偶者暴力相談支援センター（p. 9参照）の機能を有しました。

また、国は「DV防止法」の平成25年の改正で、生活の本拠を共にする交際相手（生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手をいう。）からの暴力についても、「外部からの発見・介入が困難であり、かつ、継続的になりやすい」といった配偶者からの暴力と同様の事情があり、その被害者を救済するために、法律上の支援の根拠の明確化及び保護命令の発令の必要性が認められることから、配偶者からの暴力に準じてDV防止法の対象とし、対象者の拡大を図っています。

このように制度設計が進むなか、本市では、複雑化するDV被害に対応し、より一層の防止に努め、DV被害者の立場に立った切れ目のない支援を行うため、平成28年度を最終年度とする第2次実施計画となる「第2次DV防止実施計画」の体系を継続しながら見直しを行い、新たに「第3次DV防止実施計画」をここに策定するものです。

### ※1 DVの定義

本実施計画において「DV」とは、配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）又は元配偶者（事実上離婚したと同様の事情に入ることを含む）、生活の本拠を共にする交際相手、元生活の本拠を共にする交際相手（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く）による身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力、社会的暴力を言います。

また、配偶者以外の恋人などの親密な間柄にあるパートナーからの暴力を含むものとします。

### ※2 DVがおこる背景

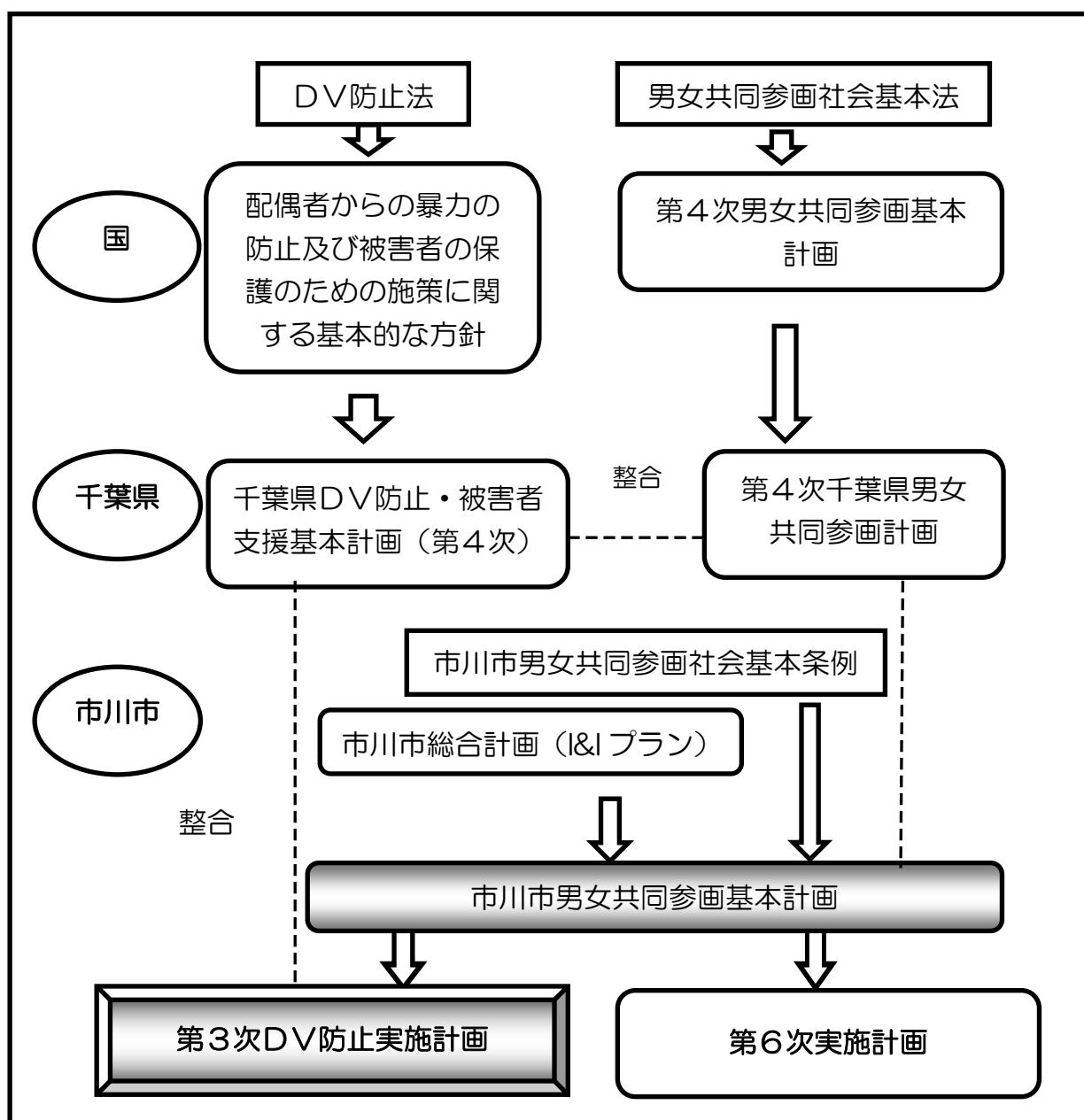
なぜ、DVはおこり、被害者の多くは女性なのでしょうか。この背景には、固定的役割分担意識やそれに伴ってできた男女の社会的地位、経済力の格差、暴力容認などの社会的構造に問題があると指摘されています。多くの場合、夫（パートナー）は、支配のための手段、あるいは、服従しないことの罰として暴力を振ります。そして「従わない方が悪い」と被害女性を責めます。この根底には「男性はリードし、女性は従うもの」という固定的役割分担意識と暴力を容認する考え方があるからです。

## 2 実施計画の位置づけ

本実施計画は、市川市男女共同参画社会基本条例第8条の規定に基づき策定された「市川市男女共同参画基本計画」の主要課題6「人権を侵害する暴力の根絶」を実現するための一部分として位置づけます。

また、本実施計画は、DV防止法第2条の3第3項に規定する「市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）」に相当するものもあり、本市DV施策の実施に関する基本的な計画となるものです。

イメージ図



### 3 実施計画の期間

本実施計画の期間は、平成 29（2017）年度から平成 31（2019）年度までの3年間とします。

なお、本実施計画は、取組状況や社会情勢の変化、DV防止法の改正、国の方針の見直しなどにより新たに計画に盛り込むべき事項が生じた場合には、必要に応じて見直すこととします。



### 4 実施計画の基本理念

本実施計画の基本理念を「DVの根絶」とします。

### 5 実施計画の基本目標

本実施計画の基本理念を実現するため、4つの基本目標と目標達成に向けた取組の方向を定め、事業を展開していきます。

- 基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり
- 基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実
- 基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援の充実
- 基本目標Ⅳ DV根絶の推進体制

## 6 実施計画の体系図

基本理念

基本目標

D  
V  
の  
根  
絶

基本目標 I

DVを許さない社会づくり

基本目標 II

安全で安心できる  
相談体制の充実

基本目標 III

実効性のある  
自立支援の充実

基本目標 IV

DV根絶の推進体制

## 取組の方向

## 事業

1 DV防止の啓発

P. 21

重点

- 1. 相談窓口の周知活動
- 2. DV根絶強化月間の実施

2 DV予防教育の推進

P. 23

新規

- 3. 人権擁護委員との協働
- 4. 学校におけるデータDV、ストーカーの予防啓発

3 DV被害者の発見

P. 24

- 5. 関係部署に向けた啓発
- 6. 教育現場の職員に向けた啓発
- 7. 通報への的確な対応

4 相談業務の充実

P. 26

重点

重点

- 8. 支援計画による情報共有
- 9. 女性弁護士による無料法律相談の実施
- 10. 外国人への相談の配慮
- 11. 高齢者・障がい者への相談の配慮
- 12. 被害者の個人情報の適切な管理
- 13. 相談員ケース検討会議の実施

5 被害者の安全確保

P. 29

- 14. 警察との連携強化
- 15. 緊急一時保護の実施

6 職務関係者の資質向上

P. 30

- 16. DV相談担当職員のスキルアップ研修

7 被害者の生活再建支援

P. 31

- 17. 生活再建に必要なDV相談証明書の発行
- 18. 就労に向けた支援
- 19. 施設等退所後に居住する自治体等への情報提供
- 20. 保護命令申立てに関する助言・支援
- 21. 訪問面接の実施
- 22. 同行支援の実施

8 子どもに関する支援

P. 34

- 23. 子どもの心のケア・発達支援のための関係部署・  
関係機関との連携
- 24. 就学における支援
- 25. 保育園等の入園における支援

9 関係機関・関係部署との連携

P. 36

重点

新規

- 26. 家庭等における暴力等対策ネットワーク会議の実施
- 27. DV被害者の保護及び支援に関する会議の実施
- 28. 個別ケース検討会議の実施
- 29. 支援団体との連携

## 第2章 DVの現状

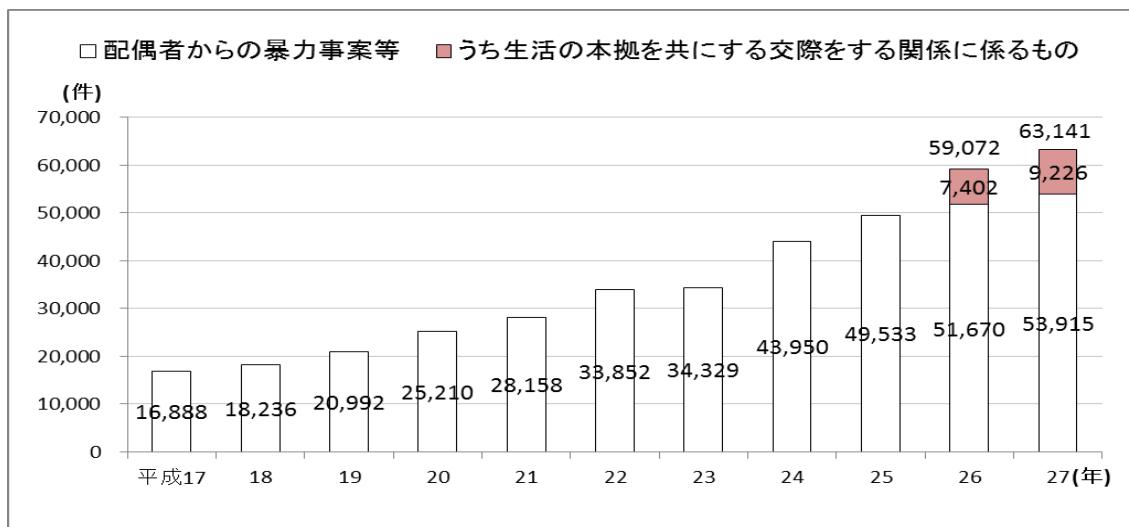
### 1 日本国内におけるDV被害及び相談の状況

#### ○ 配偶者からの暴力事案等の認知件数は依然増加傾向、被害者の多くは女性

「警察における配偶者からの暴力事案等の認知件数」は、平成27年が63,141件で、依然として増加傾向にあります。

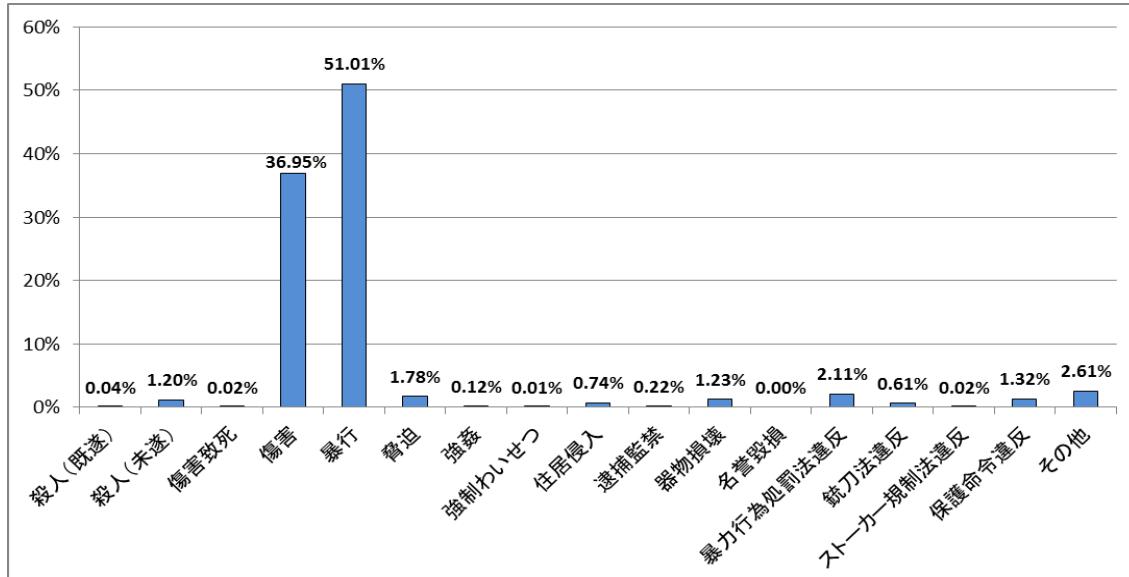
また、警察庁調べにおいて、平成27年の被害者の性別割合は、男性が12%、女性が88%となっており、被害者の多くは女性です。

警察における配偶者からの暴力事案等の認知件数の推移（警察庁調べ）



平成27年の「配偶者からの暴力事案等の検挙件数」は、8,006件で、罪種別内訳は、暴行が最も多く51%、次に傷害が多く37%となっています。

平成27年 配偶者からの暴力事案等における検挙件数の罪種別割合（警察庁調べ）



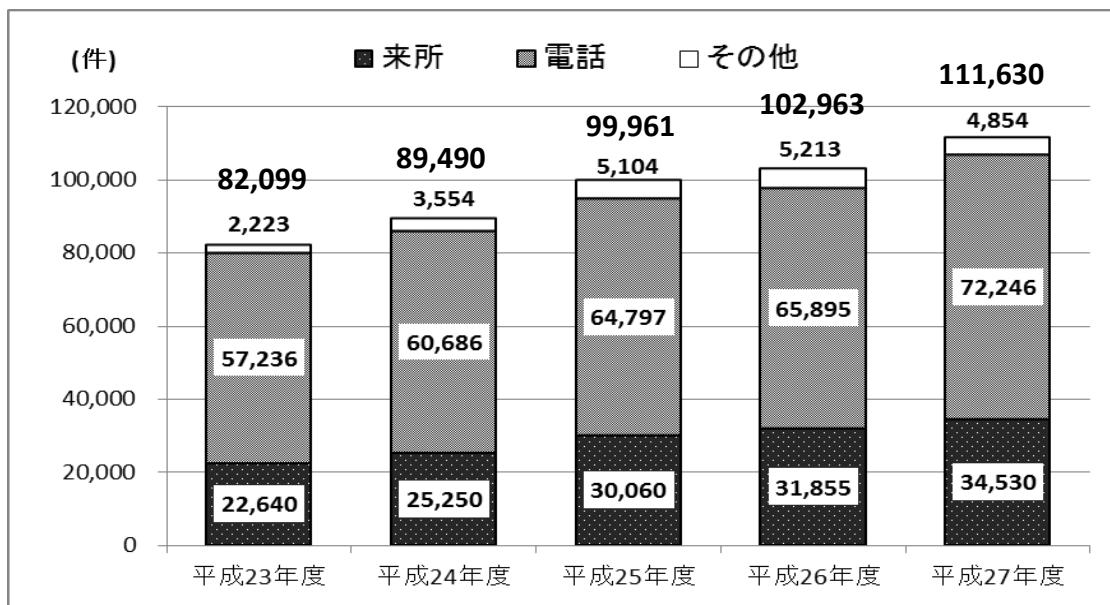
○ 配偶者暴力相談支援センターのDV相談件数も増加傾向、相談者の多くが女性

平成28年7月現在、配偶者暴力相談支援センターは、全国に270カ所設置されています。うち市区町村が主体となり設置しているのが97カ所です。千葉県内においては、全18カ所設置されており、うち15カ所が千葉県、3カ所が市町村（市川市、千葉市、野田市）となっています。

DV相談件数は、平成23年度では82,099件、平成27年度は111,630件となっており、4年間で約1.4倍に増加しています。

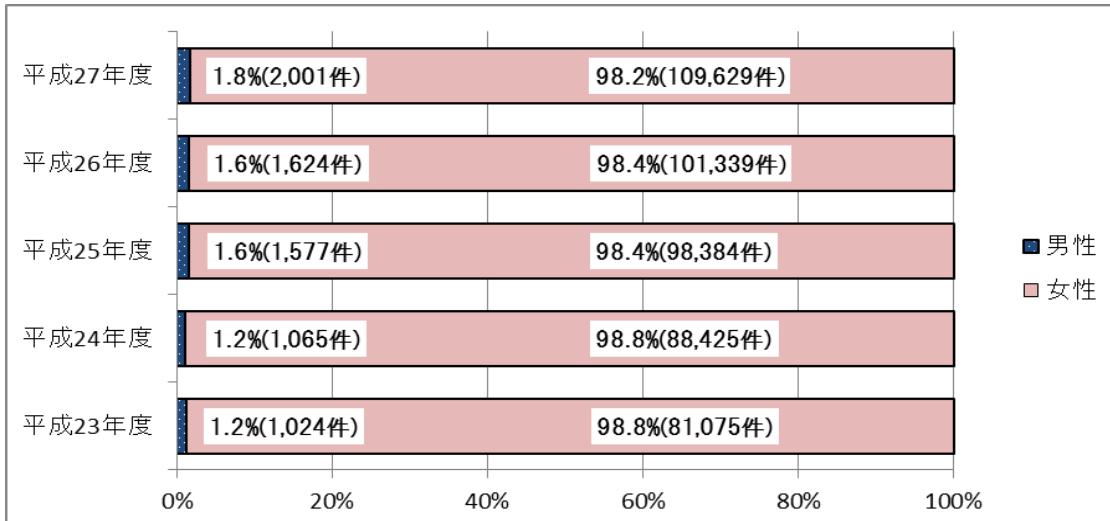
平成27年度の相談形態は来所相談が約31%、電話相談が約65%となっています。

配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数の推移（内閣府調べ）



また、男女別の相談内訳を見ると、女性の割合が高いことがわかります。平成23年度から平成27年度の5年間、いずれも98%以上が女性の相談者です。

配偶者暴力相談支援センター相談の男女別内訳（内閣府調べ）



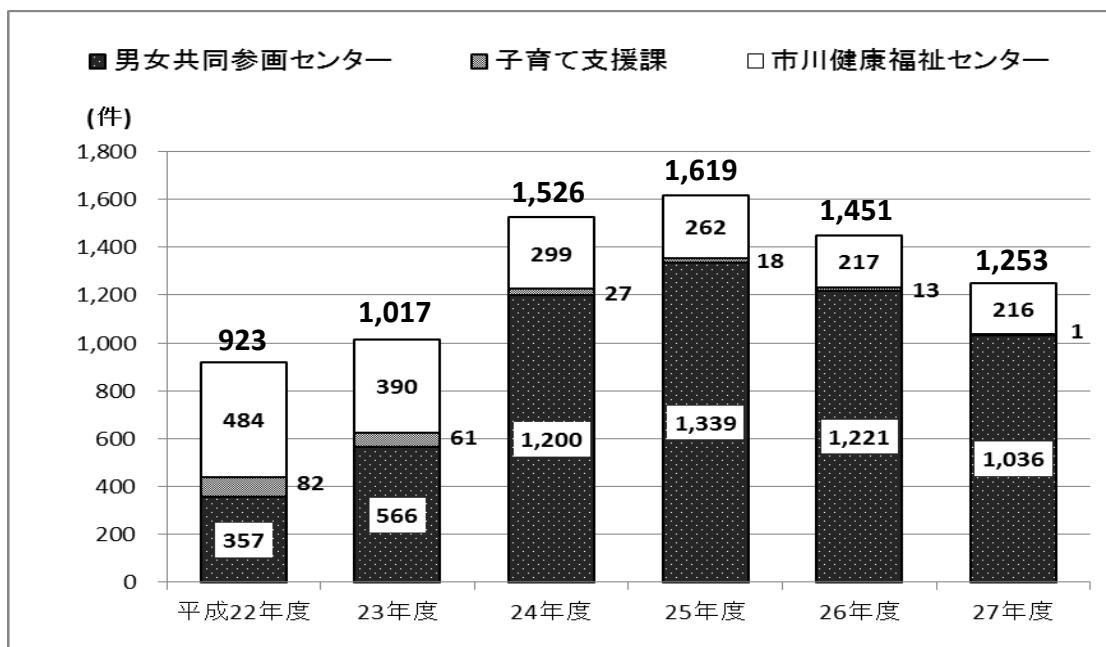
## 2 市川市におけるDV相談の状況

### ○ 相談件数は平成24年度以降、年間1,000件を超える多い状況で推移

市内のDVに関する相談は、警察での緊急的な相談以外に、市川健康福祉センター（市川保健所）と市役所に相談窓口があります。

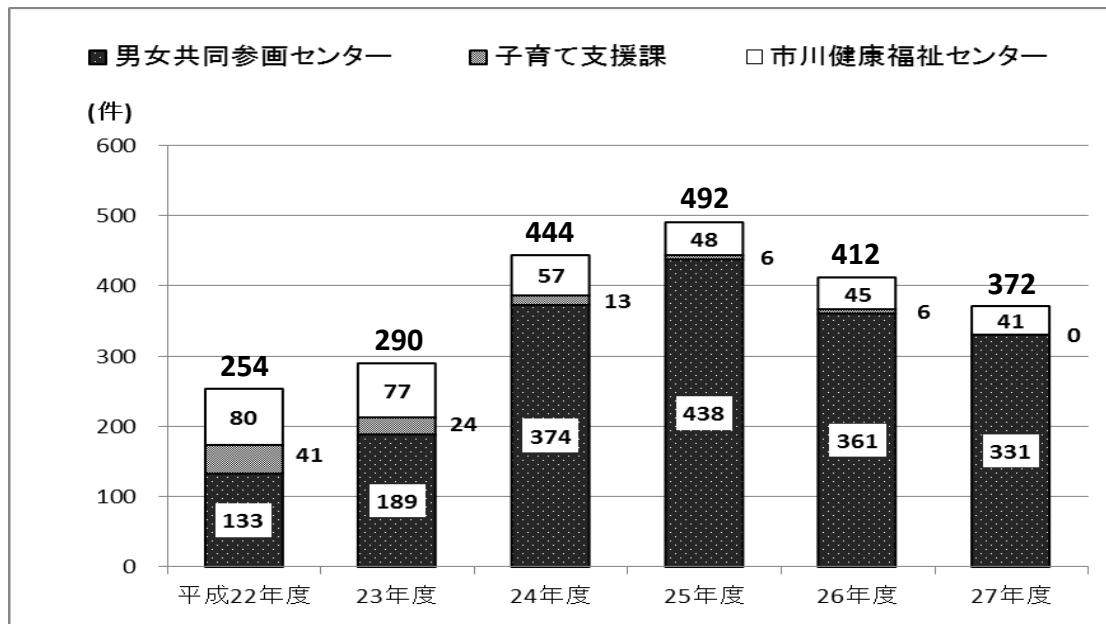
平成27年度の相談件数は1,253件であり、その内訳は市川健康福祉センター（市川保健所）が216件で17%、市役所が1,036件で83%となっています。配偶者暴力相談支援センター開設以降、相談件数の多い状況が続いている。

市川市のDV相談件数（男女共同参画課調べ）

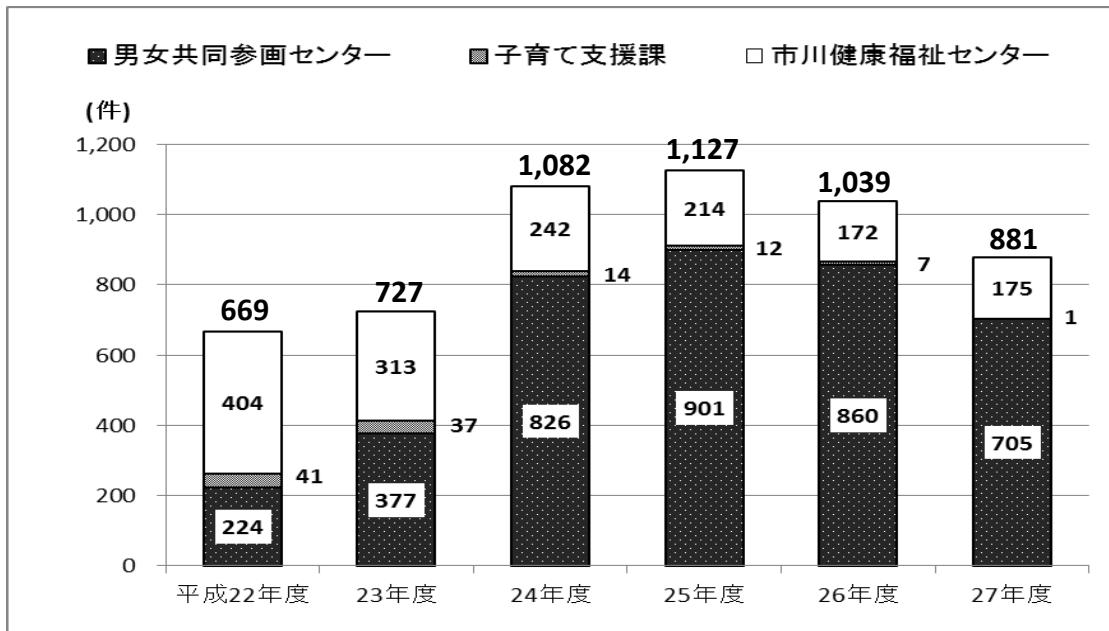


平成27年度の相談形態を見ると、来所相談が372件で30%、電話相談は881件で70%となっており、全国の配偶者暴力相談支援センターの相談の割合とほぼ同様となっています。

来所による相談（男女共同参画課調べ）



### 電話による相談（男女共同参画課調べ）



### 3 配偶者暴力相談支援センターについて

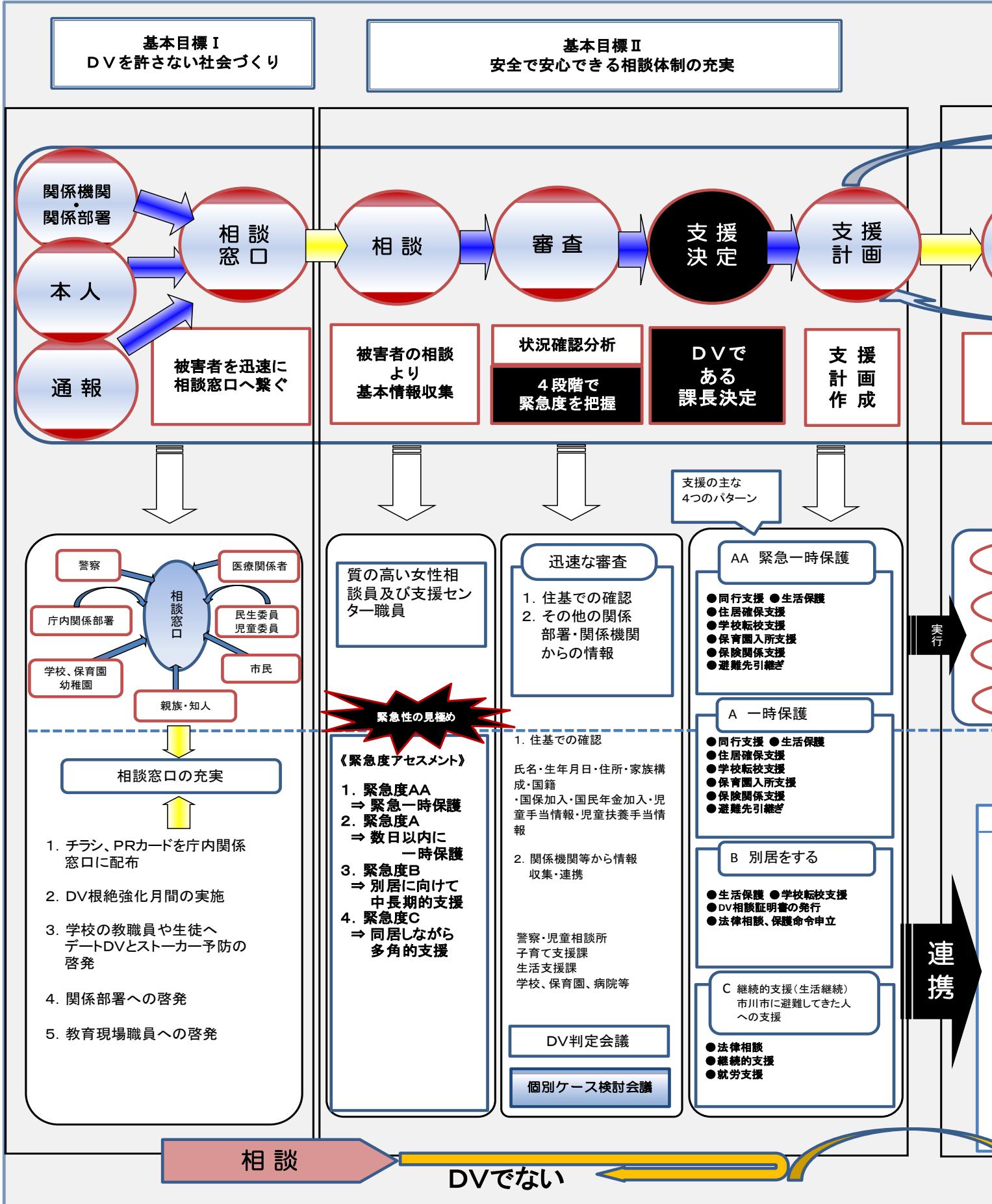
本市は、平成23年10月に配偶者暴力相談支援センターを開設しました。本市の配偶者暴力相談支援センターは、DV防止法で定められている機能のうち、

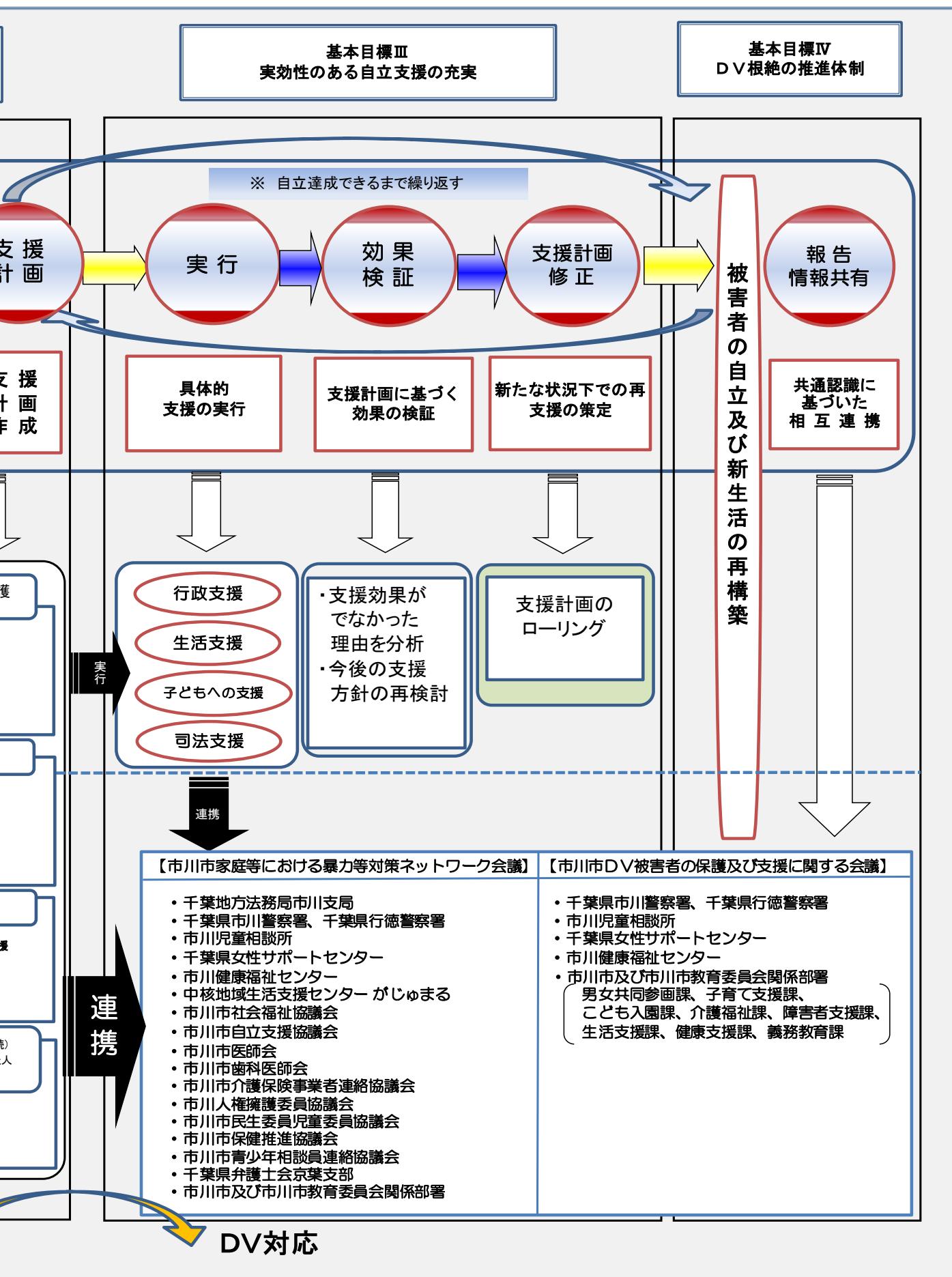
- ①相談又は相談機関の紹介
- ②被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護
- ③被害者及び同伴者の自立生活促進のための情報提供その他の援助
- ④保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助
- ⑤被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助

の5つの機能を有しています。

女性相談員がDV被害者からの相談をはじめ、緊急避難支援や緊急一時保護、保護命令申し立てにおける支援等、継続的にきめ細かく支援しています。

#### 4 被害者支援フロー図





## 第3章 第2次DV防止実施計画の成果と課題

### 1 基本目標ごとの達成状況

平成26年3月に策定した「第2次DV防止実施計画」は、平成26年度から平成28年度を計画期間としています。当該計画について、評価・検証等が終了している平成26年度、平成27年度の2年間についての基本目標ごとの進捗状況は以下のとおりです。

#### 【事業評価】

| 基本目標               | 事業数  | 平成26年度達成度<br>【十分達成できた・達成できたと評価された事業数】 | 平成27年度達成度<br>【十分達成できた・達成できたと評価された事業数】 |
|--------------------|------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| I DVを許さない社会づくり     | 9事業  | 7事業                                   | 9事業                                   |
| II 安全で安心できる相談体制の充実 | 13事業 | 12事業                                  | 12事業                                  |
| III 実効性のある自立支援の充実  | 8事業  | 8事業                                   | 8事業                                   |
| IV DV根絶の推進体制       | 3事業  | 3事業                                   | 3事業                                   |
| 合計                 | 33事業 | 30事業                                  | 32事業                                  |

#### 【成果指標とその達成値】

| 基本目標               | 成果指標                      | 平成26年度<br>目標値 | 平成26年度<br>達成値 | 平成27年度<br>目標値 | 平成27年度<br>達成値 |
|--------------------|---------------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| I DVを許さない社会づくり     | DVを知っている人の割合              | 95%           | 88.0%         | 97%           | 91.8%         |
| II 安全で安心できる相談体制の充実 | 配偶者暴力相談支援センターを知っている人の割合   | 30%           | 24.1%         | 40%           | 22.3%         |
| III 実効性のある自立支援の充実  | 基本目標Ⅲの施策が進んでいると思っている市民の割合 | 15%           | 12.2%         | 20%           | 10.2%         |
| IV DV根絶の推進体制       | DV防止実施計画を知っている人の割合        | 30%           | 14.8%         | 40%           | 13.0%         |

\*達成値はe-モニター制度（p. 18参照）を利用したアンケート結果

## 基本目標Ⅰ

|    |                                                                                                                                         |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 成果 | 関係部署にDV相談窓口のチラシとカードを継続的に配置しました。また、DV根絶強化月間には、DVに関するアンケートを実施し、DV防止セミナーを開催しました。市内高校生には、デートDVのリーフレットを配布し啓発を行いました。学校職員に向けては、研修を通して啓発を行いました。 |
| 課題 | より多くの市民と関係部署の職員がDVに関する正しい認識が持てるよう、継続的な啓発活動が必要です。また、市民団体との協力による啓発活動の強化も必要です。                                                             |

## 基本目標Ⅱ

|    |                                                                                                                                             |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 成果 | DV被害者が自ら問題を解決できるよう、女性相談員による助言や女性弁護士による法律相談を行いました。被害の危険性が高いDV被害者に対しては、一時保護や保護命令申し立てによる安全確保を行いました。また、相談員およびDV担当職員の質を高めるため、外部で開催される研修会に参加しました。 |
| 課題 | 通訳の手配など外国人が相談しやすい体制整備が必要です。また、相談員およびDV担当職員は、引き続き研修会に参加し知識と専門性の向上に努めます。                                                                      |

## 基本目標Ⅲ

|    |                                                                                                                                 |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 成果 | DV被害者とその同伴者の生活再建に関わる行政手続きを円滑にするため、DV相談証明書による支援を行いました。また、同伴する子どもの負担も大きいことから、早期に問題が解決するよう関係部署と連携し、子どもの行政手続きに関する支援や養育環境への配慮を行いました。 |
| 課題 | 生活再建は一からのスタートであるため、DV被害者とその同伴者の心理的負担が大きいことから、関係部署と緊密に連携し、個々の事情に寄り添ったきめ細やかな支援を実施することが必要です。                                       |

## 基本目標Ⅳ

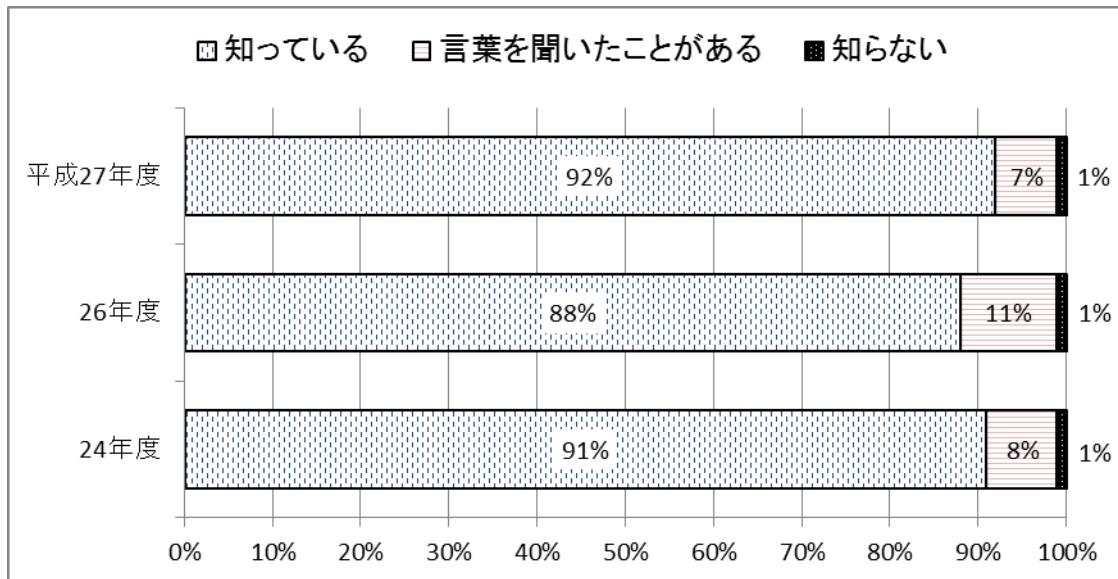
|    |                                                                                                       |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 成果 | DV、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待の4つのネットワーク会議を一本化した「市川市家庭等における暴力対策ネットワーク会議」を実施し、関係機関・関係部署との支援に関する情報共有および連携強化を図りました。 |
| 課題 | 上記会議にて、DV被害者が置かれる状況を継続的に関係機関・関係部署と協議し、支援体制の強化のために必要な情報共有を行うことが必要です。                                   |

## 2 意識調査（e-モニター制度アンケート）からみえる課題

### （1）DVの認知度

過去に実施したe-モニター制度でのDVに関するアンケート調査結果では、「DVを知っている」とする回答は概ね90%を超え、多くの方が「DV」を認知しているという結果が出ています。

DVの認知度調査（e-モニター制度アンケート結果）



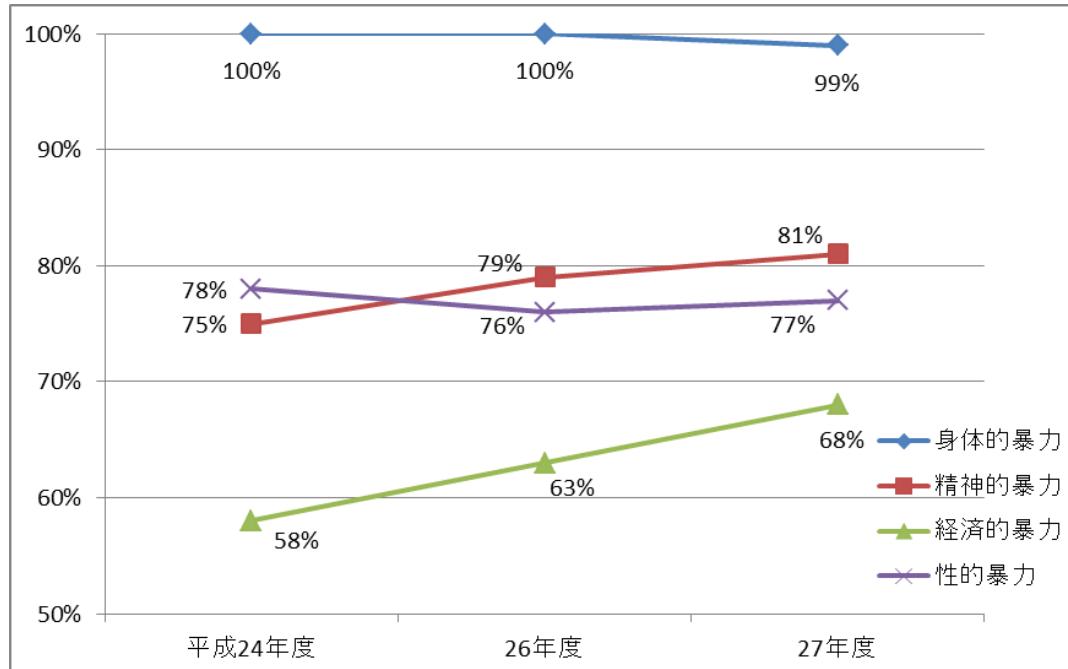
☞平成25年度はアンケート実施なし

### ○ DVの種類別認知度

過去3回の調査結果を見ると、「DVを知っている」と回答した方のうち、「身体的暴力」の認知度は非常に高く、概ね100%です。「精神的暴力」および「経済的暴力」の認知度は少しずつ増加しています。「性的暴力」の認知度は横ばいです。

DVの種類別認知度は、全体的に見ると微増しているという結果が出ています。

DVの種類別認知度調査（e-モニター制度アンケート結果）



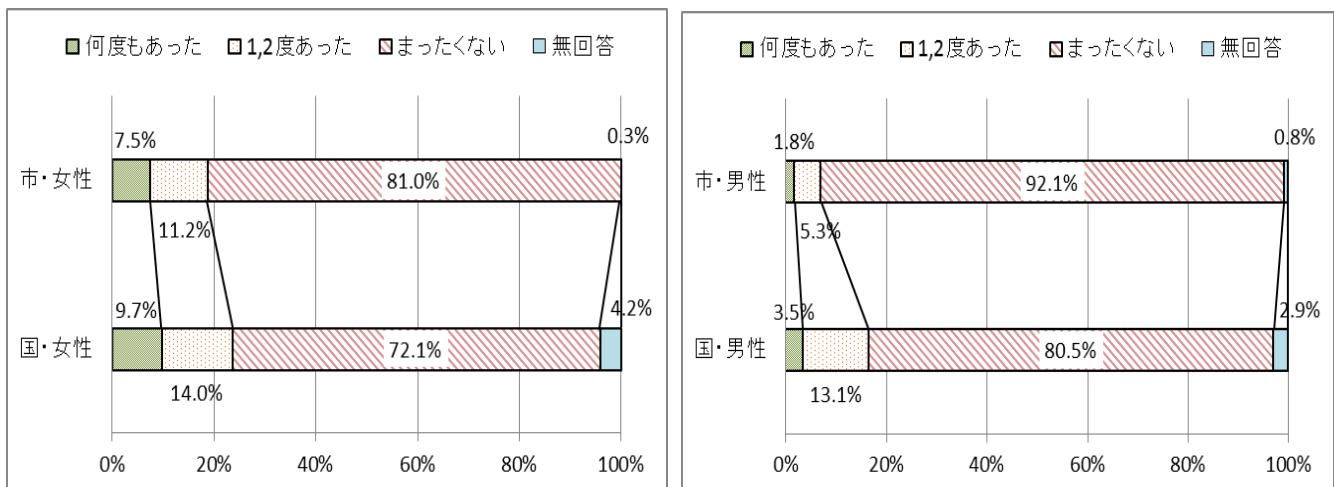
☞平成25年度はアンケート実施なし

## (2) DV被害の状況

### ○ DV被害を受けた経験

「DV被害を受けた経験」について、平成27年度 市川市調査と平成26年度 内閣府調査（男女間における暴力に関する調査）を比較すると、少なくとも1回以上の被害を受けた女性は、本市が19%、全国が24%であり、男性は、本市が7%、全国が17%という結果が出ています。女性・男性ともに、本市は全国よりもDV被害の割合が少ない状況です。

「DV被害を受けた経験」について平成27年度 市川市調査と平成26年度 内閣府調査の比較

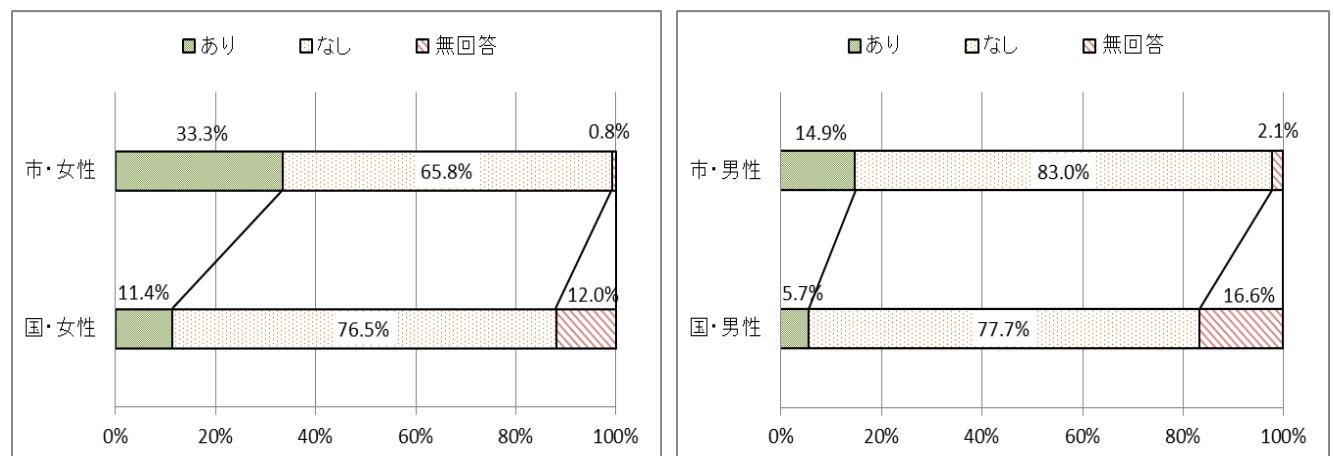


☞内閣府調査は最新調査（平成26年度）、市川市調査はe-モニター制度アンケートを参考

### ○ 命の危険を感じた経験

さらに、DV被害を受けた経験がある方のうち「命の危険を感じた経験」の有無について、平成27年度 市川市調査と平成26年度 内閣府調査を比較すると、女性は本市が33%、全国が11%であり、男性は本市が15%、全国が6%という結果が出ています。女性・男性ともに、本市は全国よりも重篤な被害を受ける割合が高い状況にあり、危険度の高いDV被害者の支援が求められます。

「命の危険を感じた経験」について平成27年度 市川市調査と平成26年度 内閣府調査の比較

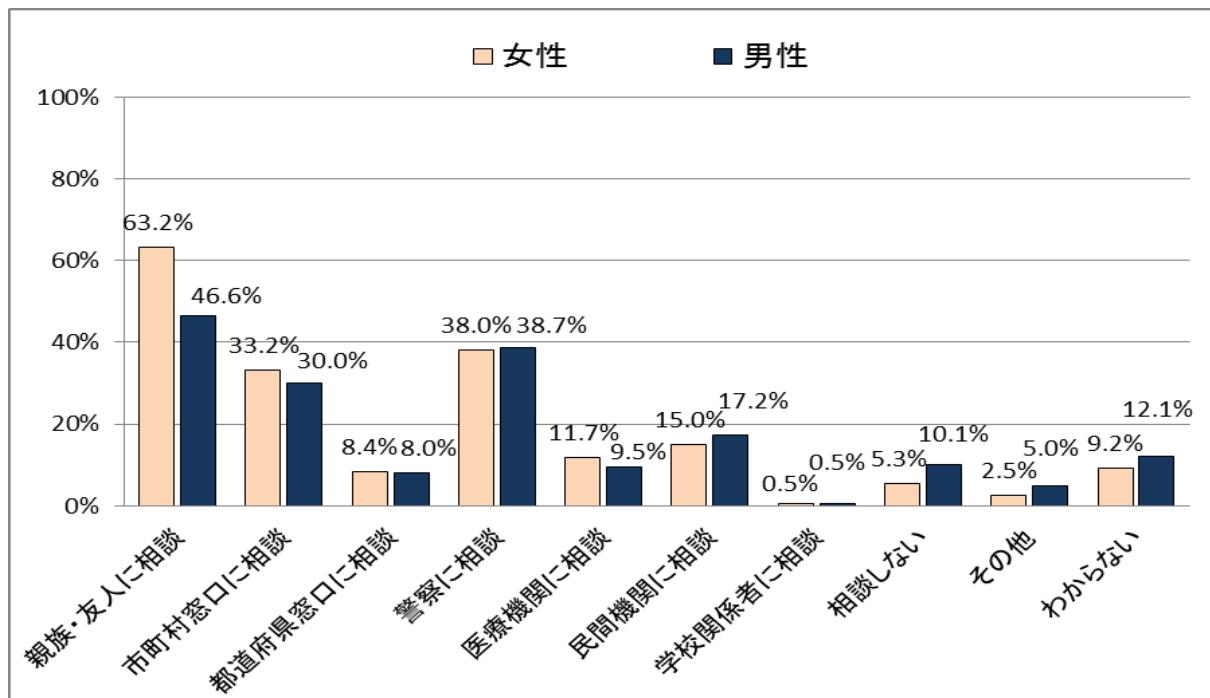


☞内閣府調査は最新調査（平成26年度）、市川市調査はe-モニター制度アンケートを参考

### (3) 相談先の状況

「もしDV被害を受けた場合どこに相談するか」について調査したところ、女性・男性ともに類似した傾向にあり、最も多かったのが「親族や友人」で女性63%・男性47%、次に「警察」で女性38%・男性39%、続いて「市町村の窓口」で女性33%・男性30%でした。このことから、DV被害者にとって身近な窓口として期待されているのは警察や市町村であることがわかります。

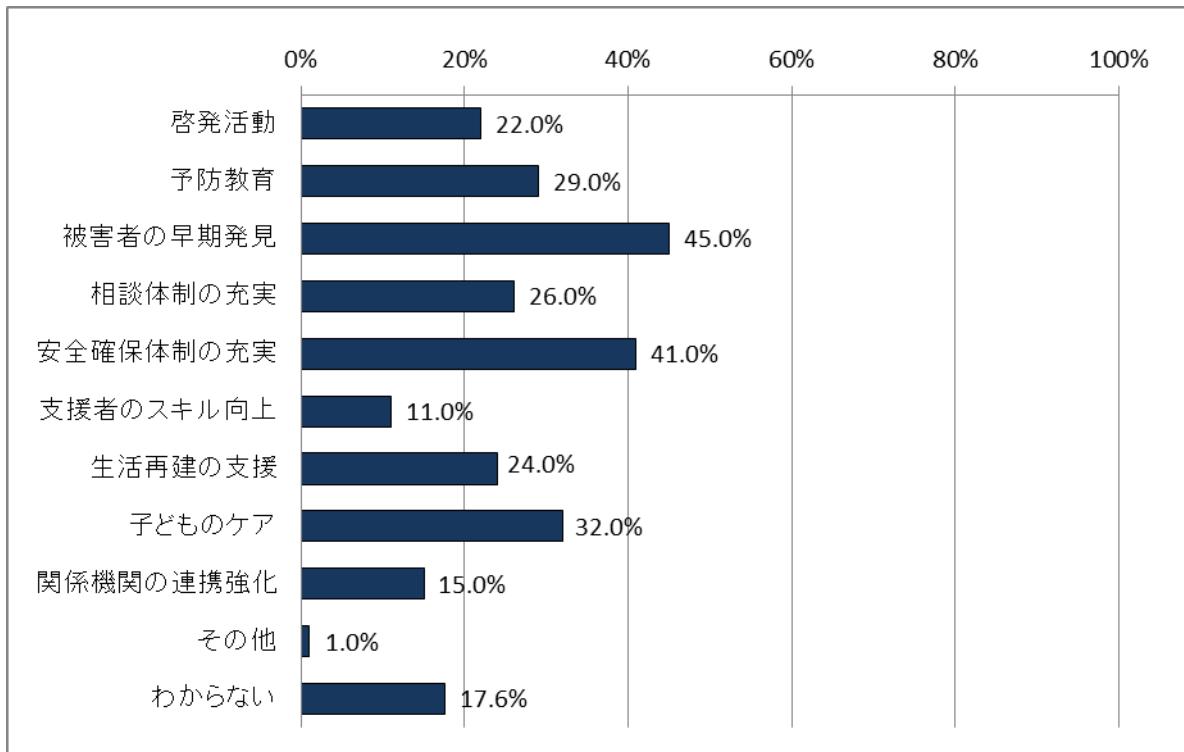
DV被害を受けた場合の相談先（平成27年度e-モニター制度アンケート結果）



#### (4) DV防止のために求められているもの

「本市の9つのDV防止の取り組みの中で、今後、特に力を入れてほしいこと」について調査したところ、「DV被害者の早期発見のための取り組み」が最も多く45%、続いて「DV被害者の安全確保体制の充実」が多く41%という結果が出ています。この結果を見ると、まず、1人でも多くのDV被害者が相談窓口につながること、そして、安全確保が図られることが求められていることがわかります。

DV防止のために力を入れる取り組み（平成27年度e-モニター制度アンケート結果）



【e-モニター制度について】

e-モニター制度とは、市川市が運営する登録制のアンケート制度です。モニター登録している方を対象に、アンケート調査を行い集計しています。この結果は、市政の参考資料として活用されます。

〔本章で参考とした e-モニター制度「DVに関するアンケート」の回答者属性〕

●平成27年度調査

|        |                                                                                                                                                                                 |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 調査方法   | インターネットおよび電子メールにてアンケート調査                                                                                                                                                        |
| 調査期間   | 平成28年2月15日～平成28年2月28日                                                                                                                                                           |
| 調査実施機関 | 市川市総務部男女共同参画課                                                                                                                                                                   |
| 有効回答数  | 1,305人                                                                                                                                                                          |
| 回答者属性  | 性別：女性 642人／男性 661人／不明 2人<br>年代：10代 2人(0.2%)、20代 21人(1.6%)、30代 186人(14.3%)、<br>40代 406人(31.0%)、50代 271人(20.7%)、<br>60代 216人(16.7%)、70代 170人(13.0%)、<br>80代 29人(2.2%)、不明 4人(0.3%) |

●平成26年度調査

|        |                                                                                                                                                                            |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 調査方法   | インターネットおよび電子メールにてアンケート調査                                                                                                                                                   |
| 調査期間   | 平成27年3月16日～平成27年3月26日                                                                                                                                                      |
| 調査実施機関 | 市川市総務部男女共同参画課                                                                                                                                                              |
| 有効回答数  | 1,313人                                                                                                                                                                     |
| 回答者属性  | 性別：女性 638人／男性 675人<br>年代：10代 2人(0.1%)、20代 18人(1.3%)、30代 197人(15.0%)、<br>40代 405人(30.8%)、50代 257人(19.5%)、<br>60代 225人(17.1%)、70代 175人(13.3%)、<br>80代 33人(2.5%)、不明 1人(0.07%) |

●平成24年度調査

|        |                                                                                                                                                                 |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 調査方法   | インターネットおよび電子メールにてアンケート調査                                                                                                                                        |
| 調査期間   | 平成25年3月6日～平成25年3月20日                                                                                                                                            |
| 調査実施機関 | 市川市総務部男女共同参画課                                                                                                                                                   |
| 有効回答数  | 1,100人                                                                                                                                                          |
| 回答者属性  | 性別：女性 565人／男性 534人／不明 1人<br>性別：10代 3人(0.3%)、20代 39人(3.5%)、30代 230人(20.9%)、<br>40代 363人(33.0%)、50代 164人(14.9%)、<br>60代 177人(16.1%)、70代 111人(10.1%)、80代 12人(1.1%) |

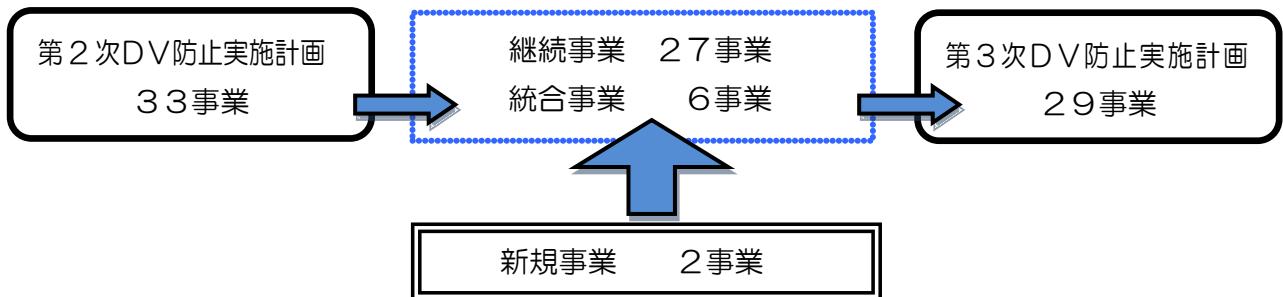
※ 回答者属性の数値は、四捨五入の関係で合計が100%にならないことがあります。

# 第4章 第3次DV防止実施計画の考え方

本実施計画は、実効性のある計画とするため、以下の考え方で策定しています。

## 1 事業選定の考え方

本実施計画の事業は「第2次DV防止実施計画」の成果と課題を踏まえ選定しています。既存の事業を継続・統合により整理し、課題解決のために必要な新たな事業を加え、実効性のある事業を展開していきます。



## 2 重点事業選定の考え方

まず、本市のDV施策に関する市民の方の期待は、「DV被害者の早期発見」であることから、DV防止のために、より一層、身近な相談窓口の周知活動に取り組みます。

次に、本市の相談内容は、児童虐待や高齢者虐待、障害者虐待、生活困窮と関係するものが多く、非常に複雑化・多様化しています。さらには、外国人からの相談も多く、通訳の必要性も高まっている状況です。また、早急な安全確保が必要な緊急性の高い事例や対応困難な事例も増えていることから、相談体制のさらなる充実と一層きめ細やかなDV被害者の自立支援が必要です。このことから、個々の事情に合った実効性の高い支援を計画、実施できるよう支援体制の強化、外国人が安心して相談できるよう相談体制の強化に取り組みます。

また、DV、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待の4つの暴力対策のネットワーク会議を一本化し設置した「市川市家庭等における暴力等対策ネットワーク会議」により、各関係機関・部署との連携強化、DV被害者支援に関わる情報共有と環境整備など、暴力対策の取り組みの実効性を高めていきます。

これらの4事業を重点事業として、DV防止及びDV被害者支援に取り組みます。

## 3 目標設定の考え方

- ① 可能な限り適切な目標数値や期間を設定するとともに、その達成状況について進行管理を行います。
- ② DV被害者の支援に関わる事業では、目標数値の設定が適さないものもあることから、このような事業については、実績値による報告を行います。
- ③ 市民の視点での評価として、基本目標ごとに成果指標（アウトカム指標）を設定しています。

## 第5章 実施計画事業

### 1 進行管理事業について

本実施計画において進行管理をしていく事業です。この事業は、原則として目標および目標数値を設定して、実施状況を把握、管理し、その進捗を評価、検証します。一部、目標を設定することが事業の目的に適さない場合については、目標を設定していません。

### 2 進行管理について

本実施計画の進行管理事業は、毎年度、評価・検証を行い、その結果を市川市男女共同参画推進審議会に報告するとともに、市民に公表します。また、必要に応じて本実施計画のローリングを行います。

### 3 評価について

本実施計画は目標数値と実績から評価し、事業報告書を作成します。事業報告書では、3年間の目標数値、実績、取組状況、今後の課題等を記載します。

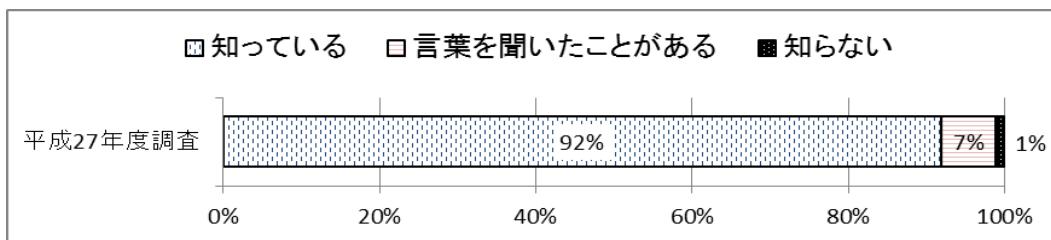
進行管理事業の評価については、4段階評価（十分達成できた／概ね達成できた／やや不十分だった／不十分だった）を行います。

# DVを許さない社会づくり

DVのない社会を実現するためには、市民一人ひとりが、DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であること、そして暴力は絶対に許されるものではないことを、よく理解し正しい知識を持つことが重要であり、DVを未然に防止することが第一歩です。そこで、本実施計画では、DVを許さない社会づくりを目指すため、「DV防止の啓発」、「DV予防教育の推進」、「DV被害者の発見」の3つを取組の方向として定め、事業を展開していきます。

| 成果指標                  | 平成27年度<br>現状値     | 目標値    |        |        |
|-----------------------|-------------------|--------|--------|--------|
|                       |                   | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
| 【認知度】<br>DVを知っている人の割合 | 92%<br>(e-モニター調査) | 90%以上  | 90%以上  | 90%以上  |

【DVの認知度調査】問：あなたは「DV」をご存知ですか。



e-モニター制度による「DVに関するアンケート」結果

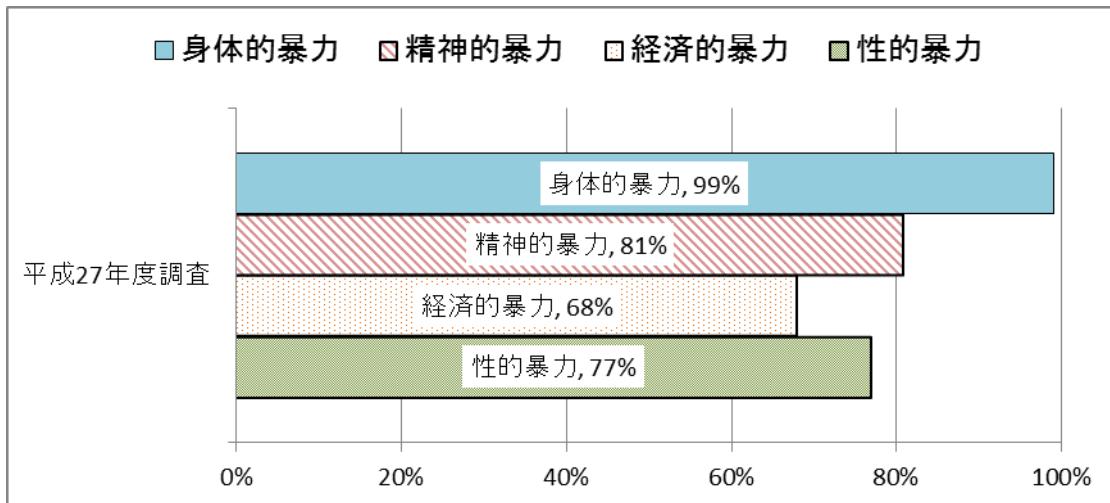
## 取組の方向 1 DV防止の啓発

「DV」と聞いて何をイメージしますか？おそらく、殴る、蹴るといった「身体的暴力」を想像する方が多いと思います。しかし、DVは「身体的暴力」だけではありません。暴言を吐くなどの「精神的暴力」、お金を渡さないなどの「経済的暴力」、性行為を強要するなどの「性的暴力」のほか、友人関係などを制限する「社会的暴力」や、携帯電話やSNSを制限する「デジタル暴力」などに細分化することもあります。このようにDVはさまざまな「暴力」を含んでいることを知っておかなければなりません。

ほかに、自身が受けている行為がDVであるにもかかわらず、DVと認識できていないDV被害者もいますので、DVの正しい認識を持つことはとても大切です。

そこで、DVを許さない社会づくりの目標達成に向けた一つとして、DVについての正しい知識と理解を得るために情報提供と啓発活動、身近な相談窓口の周知に取り組みます。

【DVの種類別認知度調査】問：あなたが知っている「DV」はどれですか。



e-モニター制度による「DVに関するアンケート」結果

|      |                                                                                                    |        |        |        |    |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|--------|----|
| 事業名  | 1. 相談窓口の周知活動                                                                                       |        |        |        | 重点 |
| 事業概要 | 相談窓口の周知のため、案内チラシ・カードを関係部署の窓口に配布します。また、外国人への周知として、5ヶ国語（英語・中国語・韓国語・タガログ語・スペイン語）に対応した案内チラシ・カードも配布します。 |        |        |        |    |
| 所管課  | 男女共同参画課                                                                                            |        |        |        |    |
| 目標   | 配布箇所数                                                                                              |        |        |        |    |
| 目標数値 | 現状（平成27年度）                                                                                         | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |    |
|      | 70箇所                                                                                               | 70箇所以上 | 70箇所以上 | 70箇所以上 |    |

|      |                                                                                 |        |        |        |  |
|------|---------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|--------|--|
| 事業名  | 2. DV根絶強化月間の実施                                                                  |        |        |        |  |
| 事業概要 | 本市は、内閣府が主唱する「女性に対する暴力をなくす運動」に併せた取り組みとして、毎年11月をDV根絶強化月間と位置づけ、市民に向けてDV防止の啓発を行います。 |        |        |        |  |
| 所管課  | 男女共同参画課                                                                         |        |        |        |  |
| 目標   | 啓発活動回数                                                                          |        |        |        |  |
| 目標数値 | 現状（平成27年度）                                                                      | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |  |
|      | 1回                                                                              | 1回     | 1回     | 1回     |  |

## 取組の方向 2 DV予防教育の推進

DVを許さない社会づくりを目指すにあたり、将来を見据え、「人権を尊重し暴力は絶対に許さない」という意識を、子どものうちから根づかせることがとても重要です。

そこで、本市の人権擁護委員と連携し、子どもたちに向けて教育事業を実施していきます。

また、交際相手からの暴力（デートDV）は、中学生・高校生・大学生といった若者が遭遇するケースが多く、交際関係のもつれによっては、ストーカー行為に及んだり、ストーカー被害を受けたりする恐れもあることから、本市では中学生・高校生を対象に、デートDVとストーカーの予防啓発に取り組みます。

|      |                                                                         |        |        |        |
|------|-------------------------------------------------------------------------|--------|--------|--------|
| 事業名  | 3. 人権擁護委員との協働                                                           |        |        |        |
| 事業概要 | 人権擁護委員と協働し、小学生（市立小学校39校）を対象に人権教室を毎年39校、中学生（市立中学校16校）を対象に人権講演会を毎年2校行います。 |        |        |        |
| 所管課  | 男女共同参画課                                                                 |        |        |        |
| 目標   | 実施校数                                                                    |        |        |        |
| 目標数値 | 現状(平成27年度)                                                              | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|      | 41校                                                                     | 41校    | 41校    | 41校    |

|      |                                        |        |        |        |
|------|----------------------------------------|--------|--------|--------|
| 事業名  | 4. 学校におけるデートDV、ストーカーの予防啓発              |        |        |        |
| 事業概要 | 学校の教職員や生徒を対象に、デートDVやストーカーの予防啓発に取り組みます。 |        |        |        |
| 所管課  | 男女共同参画課                                |        |        |        |
| 目標   | 啓発活動回数                                 |        |        |        |
| 目標数値 | 現状(平成27年度)                             | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|      | 1回                                     | 1回     | 1回     | 1回     |

### 取組の方向 3 DV被害者の発見

DVは、家庭内で起こることから外部からは発見しづらいため、潜在化しやすく、その行為が徐々にエスカレートし、被害が深刻化する特性があります。

深刻な被害が起こる前に一人でも多くのDV被害者を発見するため、市役所の窓口や学校、保育園、幼稚園などの早期発見が可能な部署に向けて啓発していきます。

この啓発により、DV被害者を発見した場合、各部署で適切な相談窓口へと繋げられるようにします。

|      |                                                                                          |        |        |        |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|--------|
| 事業名  | 5. 関係部署に向けた啓発                                                                            |        |        |        |
| 事業概要 | 市役所内の窓口でDV被害者を発見した場合、速やかに相談窓口を案内できるよう、職員に向けて「DVとは何か」、「被害者を発見したときの対応方法」などがわかるような啓発を実施します。 |        |        |        |
| 所管課  | 男女共同参画課                                                                                  |        |        |        |
| 目標   | 市役所内の職員に向けた情報発信回数（啓発メール）                                                                 |        |        |        |
| 目標数値 | 現状(平成27年度)                                                                               | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|      | 一                                                                                        | 1回     | 1回     | 1回     |

|      |                                                                                                   |        |        |        |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|--------|
| 事業名  | 6. 教育現場の職員に向けた啓発                                                                                  |        |        |        |
| 事業概要 | 教育現場でDV被害者を発見した場合、速やかに相談窓口を案内できるよう小中学校、幼稚園、保育園の職員に向けて「DVとは何か」、「被害者を発見したときの対応方法」などがわかるような啓発を実施します。 |        |        |        |
| 所管課  | 男女共同参画課                                                                                           |        |        |        |
| 目標   | 教育現場の職員に向けた情報発信回数（啓発ペーパー）                                                                         |        |        |        |
| 目標数値 | 現状(平成27年度)                                                                                        | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|      | 一                                                                                                 | 1回     | 1回     | 1回     |

|           |                                                                                                                           |          |          |          |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|----------|----------|
| 事 業 名     | 7. 通報への的確な対応                                                                                                              |          |          |          |
| 事 業 概 要   | 市民や医療機関、警察等からの通報に対しては、DV被害者が加害者に知られることなく、安全に相談できるように通報者と連携するとともに、その状況が緊急または重篤である場合には、医療機関、警察等に出向き、相談を実施し、DV被害者の早期発見に努めます。 |          |          |          |
| 所 管 課     | 男女共同参画課                                                                                                                   |          |          |          |
| 報 告       | 市民や医療機関からの通報件数                                                                                                            |          |          |          |
| 実 績 報 告 値 | 現 状 (平成 27 年度)                                                                                                            | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|           | 7件                                                                                                                        | —        | —        | —        |

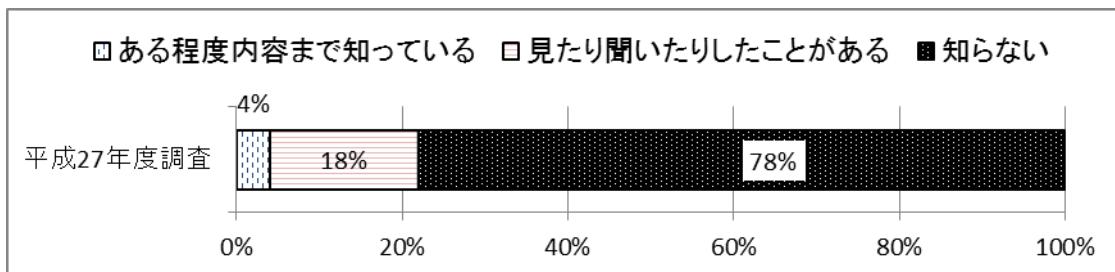
## 安全で安心できる相談体制の充実

DV被害者支援のためには、まず、DV被害者が安全に安心して相談できる体制を整備することが必要です。充実した相談体制を確立するため「相談業務の充実」、「被害者の安全確保」、「職務関係者の資質向上」の3つを取組の方向として定め、事業を展開していきます。

| 成果指標                                  | 平成28年度<br>現状値 | 目標値          |              |              |
|---------------------------------------|---------------|--------------|--------------|--------------|
|                                       |               | 平成29年度       | 平成30年度       | 平成31年度       |
| 【認知度】<br>本市にDVに関する相談窓口があることを知っている人の割合 | 調査実施後結果を挿入    | 設定のため<br>調査中 | 設定のため<br>調査中 | 設定のため<br>調査中 |

### <参考>DV相談窓口の認知度調査

問：市川市では配偶者暴力相談支援センターを開設し、DV防止に向け相談機能を強化しています。あなたは、「配偶者暴力相談支援センター」をご存知ですか。



### 取組の方向 4 相談業務の充実

安全で安心できる相談体制の一つとして、本市では、平成23年10月に配偶者暴力相談支援センターを開設しました。配偶者暴力相談支援センターでは、DV被害者からの相談を受け、個々の状況に応じた情報提供や助言を行っています。また、生活再建が必要なDV被害者には、支援計画を立て、自立まで切れ目のない支援ができるような体制をとっています。

|           |                                                                    |          |          |          |
|-----------|--------------------------------------------------------------------|----------|----------|----------|
| 事 業 名     | 8. 支援計画による情報共有                                                     |          |          |          |
| 事 業 概 要   | 個々のケースの状況に配慮し支援計画を立てます。女性相談員やDV担当職員が相談者に関する情報や支援方法を共有し、支援体制を強化します。 |          |          |          |
| 所 管 課     | 男女共同参画課                                                            |          |          |          |
| 報 告 告     | 支援計画に基づき会議を実施したケース数                                                |          |          |          |
| 実 績 報 告 値 | 現 状(平成 27 年度)                                                      | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|           | 21 ケース                                                             | —        | —        | —        |

|           |                                                |          |          |          |
|-----------|------------------------------------------------|----------|----------|----------|
| 事 業 名     | 9. 女性弁護士による無料法律相談の実施                           |          |          |          |
| 事 業 概 要   | 離婚や調停など法的支援についての助言が必要な場合には、女性弁護士が無料法律相談を実施します。 |          |          |          |
| 所 管 課     | 男女共同参画課                                        |          |          |          |
| 報 告 告     | 弁護士相談件数                                        |          |          |          |
| 実 績 報 告 値 | 現 状(平成 27 年度)                                  | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|           | 133 件                                          | —        | —        | —        |

|         |                                                                    |          |          |          |
|---------|--------------------------------------------------------------------|----------|----------|----------|
| 事 業 名   | 10. 外国人への相談の配慮                                                     |          |          |          |
| 事 業 概 要 | DV被害を受けている外国人への相談を行います。言葉の壁がある外国人DV被害者には通訳を依頼できるような相談体制の整備に取り組みます。 |          |          |          |
| 所 管 課   | 男女共同参画課                                                            |          |          |          |
| 目 標     | DV被害者の支援者を養成する講座の実施回数                                              |          |          |          |
| 目 標 数 値 | 現 状(平成 27 年度)                                                      | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|         | —                                                                  | 1 回      | 1 回      | 1 回      |

|           |                                                                              |          |          |          |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------|----------|----------|----------|
| 事 業 名     | 11. 高齢者・障がい者への相談の配慮                                                          |          |          |          |
| 事 業 概 要   | 高齢者および身体・知的・精神など障がいのあるDV被害者（虐待被害者を含む）に配慮した相談を行います。必要に応じて関係部署と連携し、迅速な対応を図ります。 |          |          |          |
| 所 管 課     | 男女共同参画課、介護福祉課、障害者支援課                                                         |          |          |          |
| 報 告 告     | 65歳以上の高齢者および障がい者の相談件数（延べ件数）                                                  |          |          |          |
| 実 績 報 告 値 | 現 状(平成 27 年度)                                                                | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|           | 85件                                                                          | —        | —        | —        |

|           |                                          |          |          |          |
|-----------|------------------------------------------|----------|----------|----------|
| 事 業 名     | 12. 被害者の個人情報の適切な管理                       |          |          |          |
| 事 業 概 要   | 「市川市個人情報保護条例」に基づき、DV被害者の個人情報の適切な管理を行います。 |          |          |          |
| 所 管 課     | 男女共同参画課                                  |          |          |          |
| 報 告 告     | 管理体制について                                 |          |          |          |
| 実 績 報 告 値 | 現 状(平成 27 年度)                            | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|           | —                                        | —        | —        | —        |

|         |                                                      |          |          |          |
|---------|------------------------------------------------------|----------|----------|----------|
| 事 業 名   | 13. 相談員ケース検討会議の実施                                    |          |          |          |
| 事 業 概 要 | 支援が困難なケースや危険度の高いケース等の情報共有および支援方法の検討を行い、相談体制の強化を図ります。 |          |          |          |
| 所 管 課   | 男女共同参画課                                              |          |          |          |
| 目 標     | 会議実施回数                                               |          |          |          |
| 目 標 数 値 | 現 状(平成 27 年度)                                        | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|         | 12回                                                  | 12回      | 12回      | 12回      |

## 取組の方向 5 被害者の安全確保

DV被害者および同伴する子どもの緊急時の安全確保は、配偶者暴力相談支援センターの機能の一つです。DV被害者が一時保護を求めた場合、施設に一時保護を依頼するほか、社会資源を積極的に活用し安全な避難場所を探します。また、避難場所への同行支援も行い、DV被害者および同伴する子どもの安全な移動に配慮します。

特に、加害者からの追及によって危害を加えられる恐れが高い場合は、警察と緊密に連携し、安全確保が図れるような体制を取ります。

|       |                                                              |        |        |        |
|-------|--------------------------------------------------------------|--------|--------|--------|
| 事業名   | 14. 警察との連携強化                                                 |        |        |        |
| 事業概要  | 加害者から追及される危険性が高いDV被害者および同伴する子どもについて、警察と緊密に連携をとりながら安全確保を図ります。 |        |        |        |
| 所管課   | 男女共同参画課                                                      |        |        |        |
| 報告告   | 警察と連携した件数（延べ件数）                                              |        |        |        |
| 実績報告値 | 現状（平成27年度）                                                   | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|       | 15件                                                          | —      | —      | —      |

|       |                                                       |        |        |        |
|-------|-------------------------------------------------------|--------|--------|--------|
| 事業名   | 15. 緊急一時保護の実施                                         |        |        |        |
| 事業概要  | 安全確保の緊急対応が必要な場合は、一時保護施設等に依頼し、DV被害者および同伴する子どもを一時保護します。 |        |        |        |
| 所管課   | 男女共同参画課                                               |        |        |        |
| 報告告   | 緊急一時保護を実施した件数                                         |        |        |        |
| 実績報告値 | 現状（平成27年度）                                            | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|       | 11件                                                   | —      | —      | —      |

## 取組の方向 6 職務関係者の資質向上

DV被害者への支援を適切に行うためには、職務関係者の資質向上が欠かせません。

そして、DV被害者が早期に問題を解決するためには、職務関係者が問題解決の手段となりうる適切な社会資源について、DV被害者へ情報提供することが求められます。

また、職務関係者には、様々な悩みや複雑な問題を抱えるDV被害者それぞれの事情に沿った支援をコーディネートする力も求められます。

そこで、女性相談員をはじめとする職務関係者が、研修等を通じて支援に必要な知識や情報を吸収し、個々でスキルアップに励み、人材面でも相談体制を充実させていきます。

|      |                                                                                            |        |        |        |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|--------|
| 事業名  | 16. DV相談担当職員のスキルアップ研修                                                                      |        |        |        |
| 事業概要 | 相談にきめ細やかに対応するため知識の習得、潜在している危険性を見抜く力、各種法的制度の理解など、DV相談担当職員が国や県等が主催する研修会に積極的に参加し、スキルアップを図ります。 |        |        |        |
| 所管課  | 男女共同参画課                                                                                    |        |        |        |
| 目標   | 研修会参加数 ※国が実施する研修1回、千葉県が実施する研修2回の継続的な参加を目標としています。                                           |        |        |        |
| 目標数値 | 現状(平成27年度)                                                                                 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|      | 13回                                                                                        | 3回以上   | 3回以上   | 3回以上   |

## 実効性のある自立支援の充実

DV被害者にとって、身体に危険がある場合、まずは加害者から離れることが重要です。しかし、それだけでは問題は解決しません。新しい生活を始めるためには、乗り越えなければならない多くの壁があります。

例えば、着の身着のまま避難した場合には、一時的に財産を失い、生活費がないといった経済的な問題や住む場所がないといった住居の問題が発生します。また、同伴する子どもがいる場合は転校や転園の問題などがあり、DV被害者が生活再建するためにはたくさんの問題を解決しなければなりません。

そこで、本市では「被害者の生活再建支援」と「子どもに関する支援」の2つを取組の方向として事業を展開し、DV被害者および同伴する子どもが安心して生活できるようになるまで支援していきます。

| 成果指標                              | 平成28年度<br>現状値  | 目標値          |              |              |
|-----------------------------------|----------------|--------------|--------------|--------------|
|                                   |                | 平成29年度       | 平成30年度       | 平成31年度       |
| 【認知度】<br>本市のDVに関する支援について知っている人の割合 | 調査実施後<br>結果を挿入 | 設定のため<br>調査中 | 設定のため<br>調査中 | 設定のため<br>調査中 |

※本市では、主にDV被害者の「自立のための支援」や「安全に生活するための支援」、DV被害者に同伴する子どもの「心のケア・発達のための支援」や「入園や就学のための支援」を行っています。

### 平成28年度の調査結果を挿入

### 取組の方向 7 被害者の生活再建支援

DV被害者にとって、まずは安全確保が大切ですが、安全確保ができた後は安定した生活を送るために生活再建が必要になります。

本市ではDV被害者がいち早く生活再建できるよう、福祉制度を活用した支援をはじめ、住宅確保に関する支援や就労に関する支援等、個々の状況に合わせ、きめ細やかに支援していきます。

|           |                                                       |          |          |          |
|-----------|-------------------------------------------------------|----------|----------|----------|
| 事 業 名     | 17. 生活再建に必要なDV相談証明書の発行                                |          |          |          |
| 事 業 概 要   | 住民基本台帳の閲覧制限、児童手当の受給者変更、保険の離脱・加入等のために必要なDV相談証明書を発行します。 |          |          |          |
| 所 管 課     | 男女共同参画課                                               |          |          |          |
| 報 告 告     | DV相談証明書の発行件数                                          |          |          |          |
| 実 績 報 告 値 | 現 状（平成 27 年度）                                         | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|           | 136 件                                                 | —        | —        | —        |

|         |                                                                    |          |          |          |
|---------|--------------------------------------------------------------------|----------|----------|----------|
| 事 業 名   | 18. 就労に向けた支援                                                       |          |          |          |
| 事 業 概 要 | 就労支援に関するセミナー等を実施します。また、千葉県が実施する講座やハローワークを活用できるよう就労支援に関する情報提供も行います。 |          |          |          |
| 所 管 課   | 男女共同参画課                                                            |          |          |          |
| 目 標     | セミナー等の実施回数                                                         |          |          |          |
| 目 標 数 値 | 現 状（平成 27 年度）                                                      | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|         | 1 回                                                                | 1 回      | 1 回      | 1 回      |

|           |                                                                 |          |          |          |
|-----------|-----------------------------------------------------------------|----------|----------|----------|
| 事 業 名     | 19. 施設等退所後に居住する自治体等への情報提供                                       |          |          |          |
| 事 業 概 要   | 一時保護施設退所後の継続的な自立支援の一つとして、DV被害者とその子どもの状況に応じて、居住する自治体等に情報提供を行います。 |          |          |          |
| 所 管 課     | 男女共同参画課、子育て支援課、障害者支援課、介護福祉課、生活支援課                               |          |          |          |
| 報 告 告     | 居住する自治体等への情報提供件数                                                |          |          |          |
| 実 績 報 告 値 | 現 状（平成 27 年度）                                                   | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|           | 15 件                                                            | —        | —        | —        |

|           |                                   |          |          |          |
|-----------|-----------------------------------|----------|----------|----------|
| 事 業 名     | 20. 保護命令申立てに関する助言・支援              |          |          |          |
| 事 業 概 要   | 保護命令の申立てや申立書の記載方法についての助言や支援を行います。 |          |          |          |
| 所 管 課     | 男女共同参画課                           |          |          |          |
| 報 告 告     | 裁判所への書面提出件数                       |          |          |          |
| 実 績 報 告 値 | 現 状(平成 27 年度)                     | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|           | 2件                                | —        | —        | —        |

|           |                                                             |          |          |          |
|-----------|-------------------------------------------------------------|----------|----------|----------|
| 事 業 名     | 21. 訪問面接の実施                                                 |          |          |          |
| 事 業 概 要   | DV被害者の状況に応じて、女性相談員またはDV担当職員が訪問面接し、DV被害者の心情整理や自立に向けた支援を行います。 |          |          |          |
| 所 管 課     | 男女共同参画課、子育て支援課、障害者支援課、介護福祉課、生活支援課                           |          |          |          |
| 報 告 告     | 訪問面接の実施件数（延べ件数）                                             |          |          |          |
| 実 績 報 告 値 | 現 状(平成 27 年度)                                               | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|           | 15件                                                         | —        | —        | —        |

|           |                                                                      |          |          |          |
|-----------|----------------------------------------------------------------------|----------|----------|----------|
| 事 業 名     | 22. 同行支援の実施                                                          |          |          |          |
| 事 業 概 要   | DV被害者および同伴者に必要な病院の受診や母子生活支援施設の見学、施設入所のための面接など日常生活や生活再建に必要な同行支援を行います。 |          |          |          |
| 所 管 課     | 男女共同参画課                                                              |          |          |          |
| 報 告 告     | 同行支援の実施件数（延べ件数）                                                      |          |          |          |
| 実 績 報 告 値 | 現 状(平成 27 年度)                                                        | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|           | 10件                                                                  | —        | —        | —        |

## 取組の方向 8 子どもに関する支援

DVはほとんどが家庭内で起こり、外部からは発見しづらい特徴があります。DVが起こる家庭環境で育つ子どもの多くは、心身に深刻な影響を受け、健全な発育に支障をきたすことも少なくありません。

子どもの健全な発育のためにも、関係機関や関係部署と連携し、同伴する子どもに配慮した支援を行います。

|       |                                                          |             |             |             |
|-------|----------------------------------------------------------|-------------|-------------|-------------|
| 事業名   | 23. 子どもの心のケア・発達支援のための関係部署・関係機関との連携                       |             |             |             |
| 事業概要  | DV被害者の子どもの心のケアおよび健やかな発達を支援するため、必要に応じて関係部署や児童相談所と連携を図ります。 |             |             |             |
| 所管課   | 男女共同参画課                                                  |             |             |             |
| 報告    | 子どもに関する部署と連携した件数（延べ件数）                                   |             |             |             |
| 実績報告値 | 現状(平成27年度)<br>18件                                        | 平成29年度<br>— | 平成30年度<br>— | 平成31年度<br>— |

|       |                                                                         |             |             |             |
|-------|-------------------------------------------------------------------------|-------------|-------------|-------------|
| 事業名   | 24. 就学における支援                                                            |             |             |             |
| 事業概要  | 教育委員会と連携し、DV被害者の子どもの転校における支援を行います。また、学校にDV加害者の追及がある場合には、対応についての助言を行います。 |             |             |             |
| 所管課   | 男女共同参画課                                                                 |             |             |             |
| 報告    | 学校関係部署と連携した件数（延べ件数）※一時保護における件数                                          |             |             |             |
| 実績報告値 | 現状(平成27年度)<br>6件                                                        | 平成29年度<br>— | 平成30年度<br>— | 平成31年度<br>— |

|       |                                                                                                            |        |        |        |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|--------|
| 事業名   | 25. 保育園等の入園における支援                                                                                          |        |        |        |
| 事業概要  | DV被害者が生活再建のために就労できるよう、必要に応じてDV相談証明書を発行し、同伴する子どもの保育園等の入園のための支援を行います。また、保育園等にDV加害者の追及がある場合には、対応についての助言を行います。 |        |        |        |
| 所管課   | 男女共同参画課                                                                                                    |        |        |        |
| 報告告   | 保育関係部署と連携した件数（延べ件数）                                                                                        |        |        |        |
| 実績報告値 | 現状(平成27年度)                                                                                                 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|       | 7件                                                                                                         | —      | —      | —      |

## DV根絶の推進体制

DV被害者支援には、住民基本台帳の閲覧制限や裁判所への保護命令申立てといったDV被害者の安全を守るための支援、生活全般に関わる福祉支援、同伴する子どもに関する子育て支援等、様々なものがあります。

本市では、DV被害者に配慮した切れ目のない支援を実施するため、関係機関・関係部署がDVに関する共通理解を持ち、緊密に連携していきます。また、DV被害者を支援するための活動をしている団体とも連携し、DV被害者に寄り添える体制づくりを推進します。

| 成果指標                     | 平成 28 年度<br>現状値 | 目標値          |              |              |
|--------------------------|-----------------|--------------|--------------|--------------|
|                          |                 | 平成 29 年度     | 平成 30 年度     | 平成 31 年度     |
| 【期待値】<br>市の行政支援に期待する人の割合 | 調査実施後<br>結果を挿入  | 設定のため<br>調査中 | 設定のため<br>調査中 | 設定のため<br>調査中 |

### 平成 28 年度の調査結果を挿入

## 取組の方向 9 関係機関・関係部署との連携

本市では、DV、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待等の家庭における暴力に対応する支援体制を整備するため、「市川市家庭等における暴力対策ネットワーク会議」を平成25年度に設置しました。当該ネットワーク会議において、警察や千葉県女性サポートセンター等の行政機関や各関係機関の代表者が集まり、情報を共有し、役割を明確化し、あらゆる暴力の根絶を目指して連携していきます。

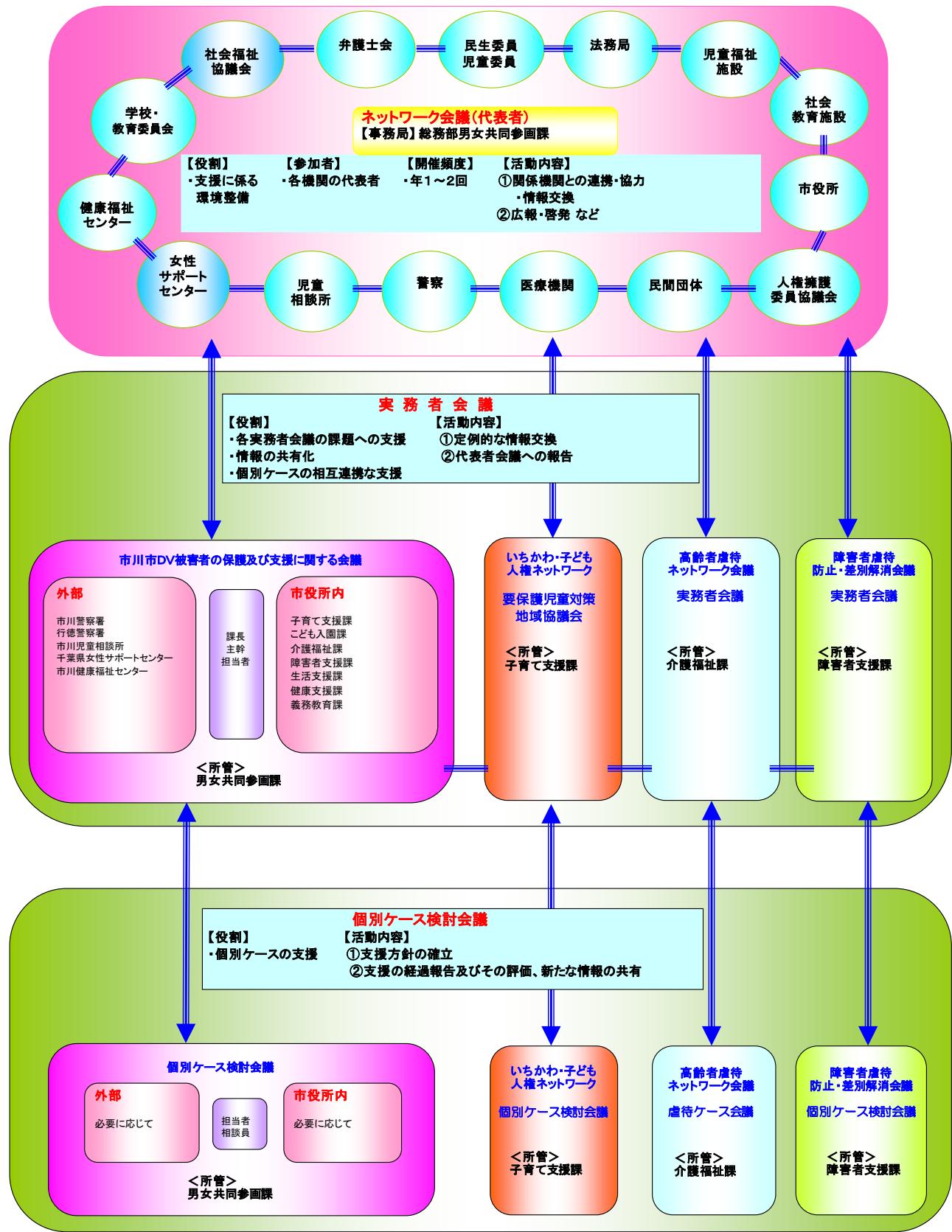
|      |                                                                                             |          |          |          |           |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------|----------|----------|----------|-----------|
| 事業名  | 26. 家庭等における暴力等対策ネットワーク会議の実施                                                                 |          |          |          | <b>重点</b> |
| 事業概要 | DV、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待等の家庭における様々な暴力に対応するため、関係機関で構成されるネットワーク会議の代表者会議を開催し、情報の共有化を図るとともに連携を強化します。 |          |          |          |           |
| 所管課  | 男女共同参画課                                                                                     |          |          |          |           |
| 目標   | 会議開催回数                                                                                      |          |          |          |           |
| 目標数値 | 現 状(平成 27 年度)                                                                               | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |           |
|      | 2回                                                                                          | 2回       | 2回       | 2回       |           |

|      |                                                                                   |        |        |        |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|--------|
| 事業名  | 27. DV被害者の保護及び支援に関する会議の実施                                                         |        |        |        |
| 事業概要 | DV被害者支援のため、関係機関・関係部署との個別ケースの支援方針の確立、支援の経過報告およびその評価を行い、新たな情報を共有することを目的とした会議を開催します。 |        |        |        |
| 所管課  | 男女共同参画課                                                                           |        |        |        |
| 目標   | 会議開催回数                                                                            |        |        |        |
| 目標数値 | 現状(平成27年度)                                                                        | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|      | 2回                                                                                | 2回     | 2回     | 2回     |

|       |                                                         |        |        |        |
|-------|---------------------------------------------------------|--------|--------|--------|
| 事業名   | 28. 個別ケース検討会議の実施                                        |        |        |        |
| 事業概要  | DV被害者支援のための情報の共有および関係機関・関係部署との個別ケースの相互連携を目的とした会議を開催します。 |        |        |        |
| 所管課   | 男女共同参画課                                                 |        |        |        |
| 報告告   | 会議開催回数                                                  |        |        |        |
| 実績報告値 | 現状(平成27年度)                                              | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|       | 18回                                                     | —      | —      | —      |

|      |                                                         |        |        |        |    |
|------|---------------------------------------------------------|--------|--------|--------|----|
| 事業名  | 29. 支援団体との連携                                            |        |        |        | 新規 |
| 事業概要 | DV被害者の支援のための活動をしている団体と連携し、DV防止の啓発活動やDV被害者支援のための事業を行います。 |        |        |        |    |
| 所管課  | 男女共同参画課                                                 |        |        |        |    |
| 目標   | 協働事業の実施回数                                               |        |        |        |    |
| 目標数値 | 現状(平成27年度)                                              | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |    |
|      | 1回                                                      | 1回     | 1回     | 1回     |    |

## 市川市家庭等における暴力等対策ネットワーク会議の体系図



## 市川市配偶者暴力相談支援センターと関係機関等との連携図

